

令和 5 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

令和 5 年 7 月 6 日 開会
令和 5 年 7 月 14 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回 定例 輪之内町議会 会議録目次

7月6日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
議案上程	4
町長所信表明、提案説明	4
議第31号（提案説明・質疑・討論・採決）	9
議第32号（提案説明・質疑・討論・採決）	11
議第33号（提案説明・質疑・討論・採決）	14
議第34号（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第35号及び議第36号（提案説明・質疑・委員会付託）	25
議第37号（提案説明・質疑・討論・採決）	30
議第38号から議第40号まで（提案説明・質疑・討論・採決）	34
選第2号	42
散会	44

7月14日

議事日程	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
説明のため出席した者	45
職務のため出席した事務局職員	46
開議	47
諸般の報告	47

一般質問	4 7
1 番 田中 実議員	4 7
3 番 林 日出雄議員	6 3
5 番 浅野 進議員	6 7
6 番 上野賢二議員	6 9
2 番 大橋慶裕議員	7 5
9 番 田中政治議員	7 8
議案上程	9 2
町長提案説明	9 2
議第34号から議第36号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 3
議第41号（提案説明・質疑・討論・採決）	9 9
閉会	1 0 3
会議録署名議員	1 0 4

令和5年7月6日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和5年7月6日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(令和4年度輪之内町一般会計)
日程第5 議案上程
日程第6 町長所信表明、提案説明
日程第7 議第31号 輪之内町監査委員の選任について
日程第8 議第32号 輪之内町農業委員会委員の任命同意について
日程第9 議第33号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求め
ることについて
日程第10 議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
日程第11 議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定について
日程第12 議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分について
日程第13 議第37号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例について
日程第14 議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
日程第15 議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第16 議第40号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例に
ついて
日程第17 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	8番	小 寺 強

9番 田中政治

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
教 育 課 長	野 村 みどり	福 祉 課 長	伊 藤 早 苗
経営戦略課長	菱 田 靖 雄	建 設 課 長	大 橋 勝 弘
土地改良課長	松 岡 博 樹	産 業 課 長	松 井 和 明
住 民 課 長	岩 田 好 弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第2回定例町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。令和5年第2回定例輪之内町議会第1日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、2番 大橋慶裕君、6番 上野賢二君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から7月14日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から7月14日までの9日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和4年度2月分から5月分、令和5年度4月分及び5月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から輪之内町土地開発公社の令和5年度事業計画及び令和4年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、報第1号 繰越計算書の報告について（令和4年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、報第1号について御説明をさせていただきます。

議案とは別とじの繰越計算書の報告についてというタイトルのものを御覧ください。

それでは、報第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について。令和4年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

次のページ、2枚目になりますが、こちらは令和4年度輪之内町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この表は、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として令和4年度から令和5年度へ予算を繰り越すことをお願いした事業を取りまとめたものでございます。今回は、戸籍住民基本台帳事業441万1,000円の1件のみでございます。

この事業につきまして、令和5年3月31日までの執行状況を精査し、未執行の歳出予算額、すなわち翌年度繰越額とその財源がどのようになっているかを御報告させていただきます。

戸籍住民基本台帳事業の具体的な内容といたしましては、当町の戸籍情報システムと法務省の戸籍情報連携システムとのデータ連携、いわゆるオンライン接続をするためのシステム構築費でございます。

このシステム構築につきましては、令和4年度中の支出はなく、予算の全額を令和5年度へ繰越をいたしました。また、その財源につきましては、令和4年度中に既に収入した特定財源はなく、令和5年度に国庫支出金441万1,000円を受け入れる予定をしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（小寺 強君）

これで行政報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第5、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第6、町長所信表明、提案説明。

町長から所信表明並びに本日の上程議案について説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

改めまして、おはようございます。

7月に入りまして、暑さも厳しくなりつつありますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

本日、令和5年第2回輪之内町議会定例会の招集を御案内しましたところ、御多用の中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

去る5月14日投開票の輪之内町において16年ぶりとなります町長選挙におきまして、「未来につなげる」をスローガンに、多くの皆様方の御支援をいただき、町長の重責を担わせていただくことになりました。本日、初めての町議会定例会に臨むに当たりまして、改めて身の引き締まる思いでございます。

これまで私、37年間、岐阜県の職員として、地方自治の様々な業務に携わってまいりましたが、言うまでもなく、県と町では仕事の中身、そのやり方も大きく異なっておりますけれども、これまで得てきた知識と経験を生かしながら、我がふるさと輪之内町の発展に少しでもお役に立てるよう、全身全霊取り組んでまいります。議員各位の御理解、御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

選挙からしばらく時間がありましたもので、輪之内町の歴史などを改めて見たいということで、町史などに目を通して、またあちこちぶらぶらと歩かせていただきました。その中で、改めてやはり輪之内町の歴史が水との闘いであったことを理解し、そうした先人たちの並々ならぬ苦勞があって今日の繁栄があることを強く実感したところでございます。と同時に、そうした先人の苦勞に恥じないよう、ふるさと輪之内町を子供たちに胸を張って誇れるふるさとに切り開いていく覚悟でございます。

県職員時代、現地機関で勤務することが多く、県内各地の様子を見る機会に恵まれてきました。バブル期の高山やリニア新幹線の誘致で沸く恵那・中津川など、にぎやかな地にも何度か行きました。それらの地に比べ、輪之内町は知名度では劣っておりますけれども、日本の真ん中岐阜県の、さらに高速道路や新幹線駅など交通結節点近くに位置するという地の利を生かし、特に平成以降は隣接する市や町につながる道路網の整備や企業誘致が進み、若い人たちの割合も多く、県内各自治体と比較しても大変住みやすい町になっております。

一方で、そのような住みやすい輪之内町にあっても、他の自治体同様、少子化に伴う人口減少が持続可能なまちづくりを進めていく上で大きな課題となっております。

そうした状況を踏まえ、これから4年間、町政をお預かりするに当たっての思いを述べさせていただきます。

まずは、デジタル化の推進についてでございます。

3年にわたって猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が2類から5類に見直され、企業活動や観光地のインバウンド人口など、様々な場面でコロナ前に戻りつつあります。この3年間で、人々の働き方やコミュニケーションの取り方など大きな変化がありましたが、

デジタル化の進展もその一つに上げられます。行政関連でもテレワークが定着し、手数料のキャッシュレス化やSNSによる情報発信など様々な形で利用され、大きな効果を上げております。

こうしたデジタル化の流れにあっては、行政サービスの向上のために導入しないという選択肢はもちろんございませんけれども、最近のマイナンバーカードの混乱や生成AIの取扱いなどをめぐる議論など、慎重さを求められる点があるのも事実でございます。

また、予算上の制約やノウハウのある職員の不足、高齢者などでデジタル化に不得手な方が多くあるという課題もあります。

そのため、今後のデジタル化の推進につきましては、高齢者等へのスマホ教室を継続していくとともに、昨年度、県が創設したぎふDX支援センターの支援などを受けつつ、近隣市町と連携を取りながら、必ずしも先頭を走るのではなく、町民の皆さんにとって真に使いやすいサービスの内容を検討してまいります。

次に、急速に進む少子化への対応でございます。

政府の発表では、2022年の出生数は7年連続で減少、ついに80万人を割り込み、77万人余りとなり、合計特殊出生率も過去最低の1.26となるなど、我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際に立たされております。

当町におきましても、5年前、平成30年の出生数は82人に対し、令和4年の出生数は41人と半減しております。また、合計特殊出生率も令和4年は0.96で全国と比較して0.3ポイントも下回っており、子ども・子育て政策は極めて深刻で、先送りのできない最優先の課題となっております。

国も子ども・子育て政策は最も有効な未来への投資であるとの認識を持ち、各種の社会保障との関係、国と地方の役割、高等教育への支援の在り方など、子育てを総合的、安定的に支えていくための取組を進めておりますが、財源問題が決着しておらず、まだまだはっきりしていない部分も多くございます。

今後の取組に当たっては、まずは子供を産むスタートとして、男女に出会いの場を提供すること。さらに、国・県と連携を取りながら、不妊治療や妊婦健診への助成、その後のステージごとへの各種支援など、これまでの支援制度の利用状況などを踏まえ、総合的な観点で議論を進め、未来への投資としてどんな施策が有効かを判断しながら、果敢に進めてまいります。

一方、少子化をプラス面で捉えたとすれば、少人数学級ということで、一人一人の児童・生徒にきめ細かい教育ができるということでございます。教育の充実は、子育て世代の家庭を町外から呼び込む大きな強みとなるはずでございます。デジタル化、国際化など、従来から行われている教育内容の充実に加え、子供たちが夢や希望を持って生きていけるようにするためのきっかけが作り出せるような取組を模索してまいります。

次に、財政運営についてでございます。

現時点において、当町の財政指標は危機的な状況にはございません。しかしながら、今後、上下水道の起債償還や公共インフラ施設の老朽化に伴う整備更新など大きな財政出動を余儀なくされたときに、他の施策を延伸、もしくは中止するなどの措置が必要になる可能性は排除できません。

そうした状況に備えるため、財政を安定化し、絶えず真水で使える財源の確保に努めなければなりません。

そのため、まずは自主財源確保のための企業誘致を積極的に行ってまいります。道路交通網の利便性や安価な土地、豊富な水などといったメリットをPRすることで企業誘致を進め、働く場を確保し、その結果として外部からの移住、Uターン、Iターンによる人口増加にもつなげてまいります。

あわせて、歳出につきましても、公共施設の整備計画を精査するとともに、既存の補助制度などで重複したもの、利用頻度の低いものを見直すなどして歳出のカットにも努めてまいります。

次に、環境問題でございます。

当町では、令和4年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これをただシンボリック的宣言で終わらせるわけにはまいりません。企業活動においては、脱炭素を実践しない企業は生き残れないというのが世界的な流れになっております。

これまで環境関連については、当町も他の市町村に先んじて取り組んできております。グラウンドワーク事業やエコドーム運営など、先進的な取組は環境推進町として内外から高い評価を得ており、今後、輪之内町のブランド力を高めるためには「環境」が重要なキーワードになるものと考えます。

今年度策定します予定の地域温暖化対策実行計画は、当町のゼロカーボンの現状を把握し、今後のアクションプランにつなげるもので、まずはこれを地道にかつ着実に実行に移していかなければなりません。

一例として、昨年度も実際しておりますが、町民、輪之内中学校の生徒、そして外部からは岐阜大学の参画を得ながらワークショップを開催するなど、いろいろな機会を通じ、町民への周知を図ることで、身近にできるゼロカーボンシティの実現等につなげてまいります。

次に、安全・安心な日常の確保についてでございます。

選挙期間中、町内を回りながら、空き家や高齢者等の独居世帯が非常に多くあることを感じております。また、コロナ禍にあつて毎年恒例のイベントや行事がなくなり、地域コミュニティがすっかり希薄になってしまったということも多くの方々からお伺いしております。

町民一人一人の日々の生活を行政が見回るわけにはまいりません。地域の安全で安心な日常を確保するためには、何よりも各地区のコミュニティの共助によるところが

きく、その強化が極めて大切と考えております。

今後、各地区におきましてどのようなコミュニティー活動が可能か、御意見を伺いながら、それらへの支援を講ずることにより、地域コミュニティーの活性化と地域の防災力、防犯力、治安力の向上につなげてまいります。

次に、健康福祉についてでございます。

健康福祉につきましては、ライフステージごとに様々な支援が必要となります。町民の皆様が安心して暮らしができるように、これまでも各種支援策を講じてまいりましたが、これからもサービスを必要とする方にそのサービスが確実に届けられるよう、デジタル技術などを活用しながらきめ細かい情報発信とサービス提供に努めてまいります。

以上、所信の一端を申し述べました。

先ほど、経済活動が新型コロナ前に戻りつつあるということ述べましたが、一方で様々な業種で深刻な人手不足に陥っているという報道をよく耳にいたします。農業が主要産業である輪之内町でございますが、多くの営農組織で後継者不足が問題になっております。先述しましたとおり、各地区のコミュニティー力の低下もやはり地元の活動に参加する人の減少が理由の一つになっているようでございます。消防団やNPOなども今後の参加者の減少が不安視されております。役場内部にありましても、デジタル化や脱炭素、土木、建築など、今後必要になってくるであろう業務に対し、必ずしも十分な陣容になっておりません。

こうした状況を前提に、これからの持続可能なまちづくり、役所づくりを考えたときに、改めて町民の皆さんお一人お一人に、できるところから少しでも地域や町の活動に目を向け、興味を持ち、参画すると同時に、お一人お一人が広報マン、広報ウーマンになって輪之内町の魅力を発信していただければと切に願っております。

輪之内町は、誕生から来年で70年を迎えますが、80年、90年に向けて、希望に満ちたまちづくりを進めてまいりますので、町民の皆様のご格別の御支援、御協力をお願いし、私の所信とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、引き続き議案の提案説明をさせていただきます。

本日提出の議案ですけれども、人事案件3件、一般会計補正予算1件、条例改正4件、決算認定1件、その他1件の合計10件でございます。

まず、人事案件3件でございます。

議第31号 輪之内町監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、行政運営等に関して識見を有する者を委員に選任すべく、議会の同意を求めらるるものでございます。

続いて、議第32号 輪之内町農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会委員の任期が令和5年7月19日に満了となりますので、新たに14名の任命につき議会の同意を求めらるるものでございます。

続いて、議第33号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、現在の委員3名のうち、1名の方が辞職されることに伴い、新たな委員の選任について同意を求めるものでございます。

続いて、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正規模は、歳入歳出それぞれ1億1,235万6,000円を追加し、歳入歳出合計を50億7,826万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせますので、私からは主な内容6点について御説明をいたします。

1つ目は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給、2つ目は、第二子以降出産祝金の支給、3点目は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給、4点目は、コロナワクチンの秋開始接種の実施、5点目は、物価高騰下における産業支援金の支給、最後6つ目は、物価高騰下における給食材料費の追加分の公費負担をそれぞれ計上しております。

財源といたしましては、主に国の地方創生臨時交付金を活用するほか、県補助金、繰越金を財源として計上させていただいております。

次に、議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定による決算の認定について、また続いて議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、同法第32条第2項の規定による利益の処分について、それぞれ承認をお願いするものでございます。

続きまして、条例改正4件について御説明をいたします。

まず、議第37号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法改正により放課後児童健全事業の法定化に伴う教室名の変更をしようとするものでございます。

その後、議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議第40号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例の3つの条例につきましては、いずれもこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係府令・省令の改正に対応するものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第31号 輪之内町監査委員の選任についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第31号について御説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

議第31号 輪之内町監査委員の選任について。地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任したいので議会の同意を求める。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

今回、選任しようとする者は、住所は輪之内町中郷新田1273番地の1、氏名は田中耕氏、生年月日は昭和25年9月28日、任期は令和5年7月13日から令和9年7月12日の4年間でございます。

田中耕氏の略歴を申し上げます。

田中氏は、昭和50年3月に岐阜大学大学院農学研究科修士課程を修了され、その後、岐阜大学農学部の研修生を経て、昭和50年10月から平成23年3月までの35年6か月の間、岐阜県職員として奉職され、主に保健衛生、環境部門で御活躍されました。また、奉職中の平成20年1月に医学博士の学位を取得されております。

その識見から、平成26年から現在まで中部学院大学看護リハビリテーション学部、専門は公衆衛生学でございますが、特任教授として、また令和2年4月から名古屋女子大学健康科学部で非常勤講師として教鞭を執っておみえになられます。

その他、社会貢献として、環境カウンセラー、輪之内町教育委員会の外部評価員、輪之内町社会福祉協議会理事として御活躍中であります。

私どもとしては、36年余の間、岐阜県職員としての行政経験もお持ちであり、識見も非常に高いことから適任と判断し、田中氏を選任しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第31号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第8、議第32号 輪之内町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、田中政治君、高橋愛子君の退場を求めます。

(7番 高橋愛子君・9番 田中政治君退場)

○議長(小寺 強君)

産業課長から議案説明を求めます。

松井和明君。

○産業課長(松井和明君)

それでは、議第32号 輪之内町農業委員会委員の任命同意について御説明申し上げます。

議案の2ページを御覧ください。

議第32号 輪之内町農業委員会委員の任命同意について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、輪之内町農業委員会委員に下記の者を任命したいので議会の同意を求める。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

現在の農業委員会の委員の任期が令和5年7月19日に満了になることから、新たに農業委員会の委員を任命したいので、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定、市町村長は議会の同意を得て任命すると規定されておりますので、委員候補者14名について議会の同意を求めるものでございます。

それでは、委員につきましては、最初に輪之内町大藪270番地、片野順三氏、生年月日は昭和29年10月26日。

続きまして、輪之内町藻池新田5281番地、田中政治氏、生年月日は昭和25年11月30日。

続きまして、輪之内町海松新田223番地、加藤智治氏、生年月日は昭和29年9月26日。

続きまして、輪之内町大吉新田980番地、戸谷保夫氏、生年月日は昭和31年3月9日。

続きまして、輪之内町楡俣2296番地、衣斐勇一氏、生年月日は昭和19年3月20日。
続きまして、輪之内町四郷97番地、國島まき氏、生年月日は昭和25年8月24日。
続きまして、輪之内町本戸200番地、小林徹氏、生年月日は昭和23年3月16日。
続きまして、輪之内町福束17番地、小林富雄氏、生年月日は昭和27年5月5日。
続きまして、輪之内町中郷726番地、田中美知男氏、生年月日は昭和33年4月10日。
続きまして、輪之内町松内1068番地の1、中島利明氏、生年月日は昭和30年5月21日。
続きまして、輪之内町下大樽760番地、森島誠也氏、生年月日は昭和24年10月22日。
続きまして、輪之内町楡俣1326番地、棚橋政行氏、生年月日は昭和26年1月28日。
続きまして、輪之内町下大樽13420番地、森島千鶴氏、生年月日は昭和33年4月6日。
続きまして、輪之内町里998番地の1、高橋愛子氏、生年月日は昭和16年8月25日。
以上14名でございます。

この14名の中で、農業委員会に関する法律第8条第6項で農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない、要は中立な立場の人を含めるように規定されておりますが、この規定に該当するのは非農業者であります高橋愛子氏でございます。

次に、選考基準で優先されるのは女性でございます。農業委員会に関する法律第8条第7項で、委員の任命に当たっては性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと規定されております。現在の女性農業委員は3名でございます。農林水産省東海農政局経営支援課の女性活躍推進係からも定員の3割、当町で当てはめると5名を目標に女性の登用をと要請がありました。目標には達成できませんでしたが、今回も中立委員の高橋愛子氏を含めて3名、國島まき氏と森島千鶴氏が該当いたしました。

次に、優先順位の高いのが認定農業者等に該当する方になります。

こちら、農業委員会に関する法律第8条第5項で認定農業者である個人と認定農業者である法人の業務に執行する役員が委員の過半数を占めなければならないと定められております。認定農業者である個人とは、自ら農業経営に取り組むやる気と能力のある農業者が農業経営改善計画を作成し、その計画を市町村に認められた方のことを言いますが、農業に関して優れた見識をお持ちになってみえる方でございますので、優先順位は高くなります。今回は3名、片野順三氏、田中政治氏、戸谷保夫氏が該当いたしました。

それで、続いて認定農業者である法人の業務を執行する役員につきましては、法人格を有しました営農組織の役員、理事の方がこれに該当するわけでございますけど、今回につきましては3名でございます。小林富雄氏、田中美知男氏、中島利明氏が該当いたしました。

次に、認定農業者に準ずる者の優先順位が高くなります。

認定農業者等に該当する方が先ほど説明いたしました6名で、定員14名の過半数8名にまだ2名不足している状況でございます。

先ほど説明申し上げました農業委員会等に関する法律第8条第5項の中のただし書に、その区域内における認定農業者数が少ない場合、その他の農林水産省省令で定める場合はこの限りではないと規定されております。こちらにつきましては、どのような方が該当するかと申しますと、農業委員会に関する法律施行規則の第2条で、認定農業者等が委員の過半数を占めない場合が定められておりますが、任意の営農組織の役員と農業経営アドバイザーがこの準ずる者に該当いたしまして、その準ずる者といたしましては加藤智治氏、衣斐勇一氏、森島誠也氏、棚橋政行氏、それと農業経営アドバイザーが女性でございますけれども、森島千鶴氏がこちらに該当いたします。

以上、5名が該当いたしまして、認定農業者が3名、認定農業者等が3名、認定農業者に準ずる者が5名、計11名で過半要件はクリアしております。

最後に、農業者からの選出になります。

こちらにつきましては、小林徹氏が優れた識見を有しているということで判断させていただきまして選考となりました。

それで、農業委員の任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

それでは、選考についての経過を簡単に申し上げます。

先ほど説明申し上げましたが、現在の農業委員の任期が7月19日をもって満了となることから、農業委員会に関する法律第9条の規定により、令和5年1月10日から2月6日までの間、応募と推薦により募集を実施しましたところ、21名の委員候補者の応募がありました。当町の農業委員会の定数は14名であります。7名を超えていることから、町長から委嘱を受けた選考委員による委員候補者と選考委員会が令和5年3月22日に開催されました。その選考結果を町長に報告させていただきました。その結果報告を受けて、本日議案として提出させていただきました。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第32号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議第32号を採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 輪之内町農業委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

田中政治君、高橋君入場。

(7番 高橋愛子君・9番 田中政治君入場)

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第33号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第33号について御説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

議第33号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員に1名の欠員が生じたため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を固定資産評価委員に選任したいので議会の同意を求める。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

今回、選任しようとするのは、住所は輪之内町海松新田307番地の3、氏名は小澤和隆氏、生年月日は昭和36年4月20日、任期は前任者の残任期間である令和5年7月20日から令和6年9月30日の1年2か月でございます。

先ほど、1名の欠員が生じたと申し上げましたが、前任者は先ほどの農業委員会委員に選任されました森島誠也氏でありました。地方税法上の規定では、農業委員会委員と固定資産評価委員会委員は兼ねることができないという規定になっておりますので、新たに選任しようとするものでございます。

それでは、小澤氏の略歴を申し上げます。

小澤氏は、昭和59年4月に東海労働金庫に入庫以来、38年間勤続され、各支店長、営業統括推進役を歴任されました。また、町内の行政各種委員としては、平成26年11月に

実施した行財政改革推進審議会委員のほか、地方創生関連で総合戦略推進委員会委員や第5次総合計画見直し時の総合計画審議会委員、また輪之内町青少年育成地区推進員等を歴任されております。

私どもといたしましては、38年間の間、銀行員として融資業務等に携わられた御経験をお持ちで、固定資産の評価にも造詣が深いこと、また輪之内町の各種行政委員も経験されており、行政についても高い識見をお持ちであることから適任と判断し、小澤氏を選任しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

先ほど御説明いただいたとおり、欠員理由が辞められたということではありますが、今回任期があるにもかかわらず辞める理由にそういうのは該当するかどうか。要するに、身体的に大変耐えられないとか、そういったどうしても皆さんがそうだなあと言えるような理由であるならば退任されてもいいんですが、ほかのことに行きたいから辞めるなんていうのはあまり好ましいことではないと私は思うんですが、別に小澤氏が不適當とかそういう意味ではございません。ただ、中身的にそういうやり方はあまり好ましくないで慰留されたとは思いますが、そこら辺の経緯について少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

森島誠也氏の農業委員会への選任についての経過等でございますね。

（発言する者あり）

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

分かりました。

この話があったときに、もちろん私どもとしては森島さんに慰留をさせていただきましたが、森島さんとしては、聞き及んでおるのは、地元等の協議等も経て、農業委員会でぜひ活躍したいという経緯でございましたので、そこで問題になってくるのが、農業委員会法等では固定資産評価委員との兼任については何ら問題ないんですが、地方税法上、兼任することはできないという規定になっておりますので、究極の選択でございま

すが、どちらかということももちろん申し上げました。

私どもとしては、固定資産のほうで引き続きお願いしたいのですがと言ったら、先ほどの理由で私としては農業委員会のほうにということで、そちらの意向が非常に強うございましたので、私どもとしてはやむを得ないという判断をして、固定資産評価委員会の審査委員については、また新しく選任をすべく人選に入ったわけでございます。

そこで、先ほど選任しようとする小澤氏のほうに打診させていただきましたら内諾いただいたということで、今日の上程に至っております。以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

経緯はよく分かりました。分かりましたが、通常の話として、やはり議会の選任同意を受けて、任期があるにもかかわらず、身体的な理由があるわけでもなく、自分の思いだけで辞める、入る、そういうことに対して、もう少し責任を持った人選と本人さんの自覚を私は求めたいと思います。そういうふうでないと、今後やりたかったらやる、途中で辞めてもいいなら辞めて違うやつをやる、そういうやり方は非常によろしくない。それを受けた執行部のほうにも一定の責任を感じていただきたい。もっともっと粘り強く慰留に努めていただきたかったと、私はそういう気持ちでございます。小澤さんに対しては、何ら問題はございませんので同意はさせていただきますが、中身についてはいささか承知しておりません。終わりです。

○議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第33号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。10分間。

（午前9時50分 休憩）

（午前9時55分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第34号について御説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお願いします。

議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。令和5年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,235万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,826万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年7月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の5ページと6ページは、今回の補正予算額を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

この詳細につきましては、別冊の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の補正予算第2号の主な内容は6点です。その内容につきましては、町長提案説明にありました6点でございます。

それでは、事項別明細書の7ページを御覧ください。

歳出予算から、予算科目の順に御説明をさせていただきます。7ページです。

款2.項1.目2.人事管理費の24万円は、新規採用職員の扶養家族の人数が多かったことを理由とする扶養手当の不足見込額を追加するものです。子供2人分です。

その下、目5. 財産管理費の385万5,000円のうちの270万円は町内に設置してあります大型案内標識、役場とか文化会館の案内標識ですけれども、全15か所のうち4か所を修繕しようとするものでございます。残りの標識につきましては、令和6年度以降に順次修繕をしていく予定をしております。

385万5,000円のうちの残り、115万5,000円は役場庁舎玄関のピロティーの鋼材の腐食、さびがひどいので、それを吹き替えるものでございます。

なお、ピロティーとは、雨の日に雨をしのいで車を降りするひさし部分のことです。

次の目16. 公共交通対策費の130万円は、デマンドバス停留所の標識の退色、色あせ、汚れがひどいため、その点検と更新を行うものでございます。

8ページをお願いします。

款3. 項1. 目1. 社会福祉総務費の1,627万円は、主な内容の1つ目、国の施策により、令和5年度の住民税非課税世帯等を対象に3万円を支給するものでございます。

節3. 職員手当等の8万3,000円は職員の時間外勤務手当、節10. 需用費の5,000円から節12. 委託料の99万円までは紙代、郵便代、振込手数料、システム改修費などの事務費を計上したもの、節18. 負担金、補助及び交付金の1,500万円は文字どおりの給付金でございます。3万円の500件分でございます。

9ページをお願いします。

款3. 項2. 目1. 高齢者福祉総務費の84万円は、安八温泉の入泉券の購入費でございます。安八温泉の入泉券は6月1日から1回当たり200円値上げとなりましたので、その値上げ分を計上したものでございます。

10ページをお願いします。

款3. 項3. 目1. 児童福祉総務費の403万5,000円は、主な内容の2つ目、県の施策により令和5年4月1日以降に第2子以降の子供を出産した母、もしくは配偶者を対象に10万円を支給するものでございます。

節10. 需用費の3万円と節11. 役務費の5,000円は事務用品の購入や郵便代などの事務費を計上したもの、節18. 負担金、補助及び交付金の400万円は文字どおりの給付金でございます。10万円の40人分です。

その下、目3. 児童手当費の339万3,000円は、主な内容の3つ目、国の施策により令和5年度の住民税非課税世帯等のうち、子供がいる世帯を対象に5万円を支給するものでございます。

節3. 職員手当等の4万1,000円は職員の時間外勤務手当、節10. 需用費の1万5,000円から、節12. 委託料の54万5,000円までは、紙代、郵便代、振込手数料、システム改修費などの事務費を計上したもの、節18. 負担金、補助及び交付金の275万円は文字どおりの給付金でございます。5万円の55件分です。

次の目4. 児童福祉施設費の248万3,000円のうち、節14. 工事請負費の215万9,000円は大藪こども園の調理室の壁と同じく大藪こども園園舎の塗装剥離の修繕、仁木・福束こども園の高圧受電設備を修繕するものでございます。

前後いたしますが、節12. 委託料の15万4,000円は大藪こども園の調理室の壁を修繕するに当たり、既にあります大型冷蔵庫の搬出と再設置を委託するもの、節17. 備品購入費の17万円は、大藪こども園の調理室の壁の修繕と併せて、木製棚を交換しようとするものでございます。

11ページをお願いします。

款4. 項1. 目2. 予防費の2,362万6,000円は、主な内容の4つ目、秋開始のコロナワクチン接種を個別接種で実施する経費を計上したものでございます。

節1. 報酬の121万2,000円から節8. 旅費の5万円までは、人の配置や確保に関する経費を計上したもの、節10. 需用費の35万7,000円と節11. 役務費の152万円は事務用品の購入、日程案内やワクチン接種説明文などの印刷、郵便代、審査支払手数料などの事務費を計上したもの、節12. 委託料のうち、予防接種委託料の1,287万3,000円は町民が医療機関でワクチン接種を受けた場合の接種費用を医療機関に支払うものでございます。

接種券作成委託料の74万4,000円は、ワクチン接種券の作成に加えまして、封筒への封入封緘作業をも委託をするものでございます。

オペレーター派遣委託料の316万1,000円とコールセンターシステム運用委託料の239万円は、ワクチン接種を集団接種から個別接種に切り替えるわけですが、これまでと同様、予約制により実施をいたしますので、その情報を管理する予約システムの運用と、併せまして電話予約に対応するオペレーター2名の派遣を受けるものでございます。

システム改修委託料の7万5,000円は、コロナワクチンの接種記録を適切に管理、記録をするため、健康管理システムのプログラムを改修するものでございます。

12ページをお願いします。

款5. 項1. 目4. 耕種農業費の73万9,000円は、営農組合やその他農業者などが購入する農機具の導入支援を目的に交付される県補助金がございますが、町もそれに5%の補助金を上乗せして交付する補助金でございます。

13ページをお願いします。

款6. 項1. 目2. 商工振興費の3,748万9,000円のうち、節18. 負担金、補助及び交付金の事業継続力強化計画策定助成金25万円は文字どおりの計画書、これを策定して経済産業省の認定を受けた事業者を対象に、その費用の一部を助成しようとするものでございます。5万円の5件分です。

商工振興費3,748万9,000円のうち、先ほどの事業継続力強化計画策定助成金25万円を除くものは、主な内容の5つ目になります。電気・ガス料金などの現下の物価高騰に当たり、その影響を受けた事業者を対象に10万円を助成しようとするものでございます。

節3. 職員手当等の12万5,000円は職員の時間外勤務手当、節10. 需用費の5万1,000円と節11. 役務費の6万3,000円は事務費を計上したもの、節18. 負担金、補助及び交付金の物価高騰における産業支援金3,700万円は、助成率は10分の10、ただし上限は10万円、10万円の370件分でございます。

14ページをお願いします。

款8. 項1. 目3. 防災費の1,176万8,000円のうち、節10. 需用費の780万9,000円は備蓄食料更新計画に基づき、防災備蓄食料を購入するもの、節17. 備品購入費の395万9,000円は指定避難所に配備するインバーター発電機とLEDバルーン投光器を購入しようとするものでございます。

15ページをお願いします。

款9. 項1. 目2. 事務局費の287万4,000円のうち、節17. 備品購入費（資産以外）20万3,000円は、外国籍の人を対象とする日本語教室でのコミュニケーションを円滑にするため、携帯翻訳機を購入しようとするものでございます。5台分です。

事務局費287万4,000円のうち、先ほどの備品購入費20万3,000円を除くものは、教育委員会が日常使用しております公用車、青色パトロール車としても利用しておりますが、それを更新しようとするものでございます。

16ページをお願いします。

款9. 項5. 目1. 社会教育総務費の45万円は、令和6年度国民文化祭が岐阜県で開催されます。その際、当町もその会場になるとともに、人形劇と武将隊の演武を公演する予定をしております。それに当たりまして、今月7月ですけれども、実行委員会を立ち上げるため、その運営費用を補助金として支出するものでございます。

17ページをお願いします。

款9. 項6. 目3. 学校給食費の299万4,000円は、主な内容の6つ目、現下の物価高騰下における給食材料費の不足見込額を追加し、この追加分については公費負担しようとするものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻って、3ページをお願いいたします。

款14. 項1. 目2. 衛生費国庫負担金の1,255万6,000円と下の枠になりますが、款14. 項2. 目3. 衛生費国庫補助金の970万5,000円は、コロナワクチンの秋開始接種に要する費用について、国から負担金と補助金を受け入れるものでございます。

同じ下の枠内の目1. 総務費国庫補助金の4,474万1,000円は、地方創生臨時交付金を計上したものでございます。充当先としましては、社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金とその事務費、商工振興費の物価高騰における産業支援金とその事務費、学校給食費の賄い材料費でございます。

次に、目2. 民生費国庫補助金の338万4,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金の支

給に要する事業費と事務費につきまして、国から10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

4 ページをお願いします。

款15. 項2. 目2. 民生費県補助金の404万4,000円のうち、第二子以降出産祝金支給事業費補助金400万円と、その下、事務費補助金3万5,000円は文字どおりの補助金の支給に要する事業費と事務費について、県から10分の10、補助金を受け入れるものでございます。

子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金の9,000円も、文字どおりの給付金の支給に要する事務費について、県から10分の10、補助金を受け入れるものでございます。

次に、目4. 農林水産業費県補助金61万7,000円は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金について、県から4分の1の補助金を受け入れるものでございます。

目7. 教育費県補助金の10万円は、携帯翻訳機の購入に対して、県から2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

目8. 消防費県補助金44万5,000円は、インバーター発電機とLEDバルーン投光器の購入に対して、県から補助金を受け入れるものでございます。

飛びますが、6 ページをお願いします。

款20. 項5. 目5. 雑入の42万円は、安八温泉入泉券を町民に販売した代金を受け入れるものでございます。具体的には、高齢者福祉総務費の消耗品費の2分の1でございます。すみません、戻りますが、5 ページをお願いします。

款19. 繰越金の3,634万4,000円は、歳入予算を調整するため、計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

委員会で数とかいろんなことは教えていただきたいために、今あえて申し上げておきますが、デマンドバス関係の点検更新業務委託の目的は、色あせとかそういった感じの更新だということですが、このバス停の設置に係って、バス停としての機能、何が言いたいかという、そこへ行ってバスへ乗るために待機ができるのか。押してきた押し車を置いておく場所があるのかなのか、雨が降ってきたときに待っておる時間、例えばどんぴしゃでは来ないので、その時間に対してのそういう一定の、要するにバス停とし

での機能、看板へぺたんと貼る、例えば2-53とかいうふうで私のほうですが、そういうふうには貼るだけではなくて、そこがバス停としての本当の機能があるのかなのかという点検も、多分200か所ぐらいあるのか忘れましたが、そのうちどのくらい機能が備わっているのかと。それに対して、今後どういうふうにやっていくのか。

ということは、私の近くでも、仁木の西脇医院へ行かれる方がデマンドを利用して、前をばあちゃんと夫婦で歩いておみえになる、免許証を返納されたもんで歩いておみえになるんですが、たまたま私のところは営農組合なのでトラクターやとかコンバインの入っておる大きいひさしがありますので、そこで押し車やとか自転車とか、そういう補助用具を置いておいたり、待っておる時間は当然そこでできるんですが、そうでないところは結構ほぼほぼ野ざらして、ただ札があるのみのバス停が多いのではないかなというふうに思っておるわけなんです、利用者が増える増えないというよりも、利用者に対する配慮が少し足らんのではないかなと。まだできたばっかのときにはそれでも結構ですが、毎年毎年、これで年を経ても、色あせても同じことをやっておるのでは、これは今後、免許証の返納をしようといっって大いに啓蒙されているんですが、代替りの代替交通としてのデマンドに対して、もう少し力が入ってこないと私はあかんと思っておるんですが、そこら辺のことについても、今急に御答弁いただきたいというふうには言いませんので、委員会のところでその方向性とかいろんなことについてお聞かせいただきたいと思っ、あえて今質問という形でさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

田中議員の貴重な御意見、ありがとうございます。

現時点、デマンドバスのバス停のほうは165か所ございます。先ほど、田中議員さんも言われたとおり、バス停の機能等ないバス停も多数ございます。そちらのほうも、今回の点検作業で機能の確認をしたいと思っております。今後の方向性につきましては、また委員会のほうで述べさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

今回の補正予算は、時間外手当で社会福祉費が8万3,000円、保健衛生費が84万5,000円、商工費が12万5,000円、合計しますと105万3,000円ほどの補正になっております。ということは、これだけのお金の分だけ職員が時間外で働かなければならないということだと思います。職員の方も大変だと私は思っておるんですけど、臨時議会でも時間外を上げられたと。そのときにも言いました。今回、委員会があるということを想定してお話ししますと、衛生管理者がこういった時間外、今回でも100万あるんですが、100万というと結構な時間外になると思いますが、時間外をしている職員の健康が第一です。衛生管理者が月1回、労働基準法で認められた衛生管理を適切に行っているかどうかということを委員会で書類として提出してください。確認をしたいです。

働かないかんことは分かっていますけど、無理強いしては病気になりますからということと、時間外に関連して言いますと、時間外というのは目の前の仕事です。これはやらないかん。目の前の仕事なくなっているのが役場の中にないですか。よく考えていただきたいと思います。

役場の窓口延長、5時15分から夕方の7時までやっております。その仕事の内容は、税務課や戸籍やら諸証明を出すことが主で、込み入った話は翌日担当から町民の方にお話をするというスタンスで窓口延長をやっております。これは平成23年からだと思いますが、やっております。これは大変いいことです。

でも、働き方改革からすれば、3月1日にコンビニで戸籍やら税務やら、朝の6時半から夜中の11時まで証明が出るようになったんですよ。また、収納もスマホでできるようになったんですよ。窓口延長を働き方改革でそろそろ考える時期に来たんじゃないですか。今、そういったコンビニを使って事務が減ったときのタイミングしかできない、来年でしたらもうこの議論はできないと思いますので、委員会があるという想定でいきますと、まず職員の健康管理、衛生管理者の仕事の内容を誰がチェックして、ちゃんと聞いておるか。前回のときは、聞いていますというんですが、あれは職場を巡回することなんですからね。それから、コンビニ対応をしたと、新規でやったらええと、ええけれども、それによってなくなったことで職員の働き方を考えないと、労務管理としてはちょっと私は疑問が残ると思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

職員の時間外勤務手当について御質問いただきました。

確かに、前回の臨時議会にも同様の御質問をいただきました。そのときにも答弁させていただいておりますが、時間外勤務手当については、本当に最小限のことでとどめるようにということで、各課に連絡はさせていただいておるわけですが、そういった管理面でのまた詳細な説明をということでございますので、委員会で説明させてい

たきます。

また、窓口延長との兼ね合いでございまして、働き方改革にもたれた窓口延長の在り方についての言及でございますが、これについては御案内のようにコンビニ納付等の手段も構築したわけでございます。ここで、やっぱり今までのコンビニ納付の実績を見て、やっぱり総合トータルで考えないかんというふうに思っております。ほとんど、例えばコンビニ納付に移行して、庁舎への来庁者が本当に皆無に近いというような状況であれば、その辺の措置も今後考えていかなければと思いますし、少なからず窓口を7時まで開いておるということは、もう既に市民権を得ておるといふ言い方は適切かどうか分かりませんが、そういったことで周知はもう町内で図られておるわけでございますので、その辺の便宜性、いわゆる行政サービスの一環として両立をすべきか、また片一方をどちらかを削除するというような選択も検討の余地があると思っておりますので、その辺も含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

デマンドバスについてお尋ねをしたいんですが、これは委員会に付託されておりますので、検討しておいてほしいという思いで発言をいたします。

今、デマンドバスについてはすごく使い勝手が悪いと言うんですね。バス停まで出てきなさい。だけれども、高齢者にとってはバス停まではなかなか行きづらいと。乳母車で出ていく人にしても、バス停には置く場所がないと言うんですね。そういうのが困ると。できれば玄関先まで来てほしいというようなことです。

今まで議論されておったのは、玄関先まで行こうとすればバスでは駄目だと。タクシーでないと駄目だという決まりらしいですね。そうしたら、もうこの際、バス停ではなくて、玄関先まで行くような、例えば神戸町もこの前聞いてきたんですけれども、ばらタクというタクシーをやっておるんですね。そうすると玄関先まで来てくれると。輪之内町もそういうような考える時期に来ているのではないかなというように私は思っております。

これは今度の委員会で答えていただければいいんですが、ぜひ研究課題にしていきたいというように思います。

○議長(小寺 強君)

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長(岩田好弘君)

貴重な御意見、ありがとうございます。

先ほど田中議員さんもおっしゃられたとおりの内容であると思っております。またそ

ちらのほうも委員会で考え等を述べさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第12、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とします。建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、お手元に配付してございます令和4年度輪之内町水道事業会計決算書により説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。令和5年7月6日提出、輪之内町長。

2 ページをお願いいたします。

議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

目次を挟みまして、資料の1 ページをお開きください。

令和4年度輪之内町水道事業決算報告書でございます。

この報告書には、消費税を含んでおります。

なお、金額については決算額のみ説明とさせていただきます。詳細につきましては後ほど22ページの収益費用明細書によって御説明をさせていただきます。

それでは、(1)収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益、総額1億3,648万1,671円でございます。内訳は、営業収益1億1,516万460円と営業外収益2,132万1,211円でございます。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費1億871万3,399円でございます。内訳は、営業費用1億90万301円、営業外費用が781万3,098円、予備費についての支出はございませんでした。

次に、2ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入252万3,600円でございます。内訳は、工事負担金が191万5,100円、補償金60万8,500円でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出6,829万8,318円でございます。内訳は、建設改良費4,609万4,970円、企業債償還金が2,220万3,348円でございます。

欄外になりますが、資本的収入が資本的支出額に不足する額、6,577万4,718円は過年度分損益勘定留保資金2,221万2,996円、当年度分の減債積立金2,220万3,348円、建設改良積立金1,723万8,424円及び、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額の411万9,950円で補填をいたしました。

3ページをお開きください。

令和4年度輪之内町水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書以降の資料につきましては、消費税は含まれておりません。

営業収益から営業費用の差引き額でございますが、営業収益は1億478万4,965円、営業費用9,715万1,213円、営業利益は差引き763万3,752円となりました。

次に、4ページでございますが、営業外収益2,132万1,291円、営業外費用が531万4,798円、差引き1,600万6,493円でございます。

したがいまして、経常利益及び当年度純利益につきましては、先ほどの営業利益と営業外利益を加えました2,364万245円となりました。

5ページをお開きください。

令和4年度輪之内町水道事業剰余金計算書でございます。

左のほうから、資本金及び資本剰余金について、当該年度は移動がございませんので同額でございます。利益剰余金につきましては、減債積立金、建設改良積立金は議会議決の処分額について、先ほどの建設改良の不足金に充てるため取崩しを行いましたので、差引きゼロ円ということで、未処分利益剰余金のうち、当年度純利益剰余金2,364万245円を加えました剰余金の合計は4億3,809万270円となり、資本合計といたしましては9億9,531万6,587円となりました。

6ページをお願いいたします。

令和4年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金のうち、議会の議決を経て処分する額につきましては、当年度純利

益2,364万245円から現金の裏づけがない貸倒引当金戻入益137万8,883円を差し引いた2,226万1,362円を処分しようとするもので、減債積立金に同額の2,226万1,362円を積み立てようとするものでございます。

7ページをお開きください。

令和4年度輪之内町水道事業貸借対照表でございます。

資産のうち、固定資産年度末残高14億9,994万294円の詳細につきましては、24ページの固定資産明細書に再掲をしております。また、2の流動資産のうち、未収金貸倒引当金につきましては、前年度より118万3,130円の減少で、457万3,367円となり、未収金の残高といたしましては1,033万2,830円となりました。

次に、8ページ、負債の部でございます。

固定負債につきましては、企業債と引当金で総額2億3,300万4,110円、流動負債、企業債につきましては翌年度償還分でございます。未払金及び引当金の合計で、2,652万6,344円の繰延収益につきましては、5億3,436万4,770円となりました。

負債の合計でございますが、7億9,389万5,224円でございます。

資本の部でございます。

資本金は昨年と同額の5億4,999万1,517円でございます。

剰余金につきましては、資本剰余金と利益剰余金の合計で4億4,532万5,070円となりました。

続きまして、9ページから10ページにつきましては注記でございますが、決算書の作成に関する重要な会計方針に係る事項や取引に関わる処分方法及び引当金等についての説明事項でございます。

12ページをお開きください。

令和4年度輪之内町水道事業報告書でございます。

概況につきまして、営業内容としましては、事業収益1億2,610万6,000円で、前年度と比較しますと24万2,000円の減額、事業費用は1億246万6,000円で前年度と比較すると1,671万4,000円の増額となります。

損益計算書による純利益は、2,364万円となりました。

資本的収支につきましては、収入246万1,000円に対し、支出は6,411万7,000円となりまして、不足額6,165万6,000円につきましては留保資金で補填をいたしました。

経営指標に関する事項につきましては、令和4年度決算における経常収支比率は123.07%となり、経営健全の水準とされる100%を上回っております。現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

14ページをお願いいたします。

工事につきましては、合計6工事で、合計ですが4,428万1,050円でございますが、内容は管路更新計画に基づく水道管布設工事が3か所、消火栓漏水修繕工事が1か所、消

火栓の移設工事が2か所でございます。

15ページをお願いいたします。

保存工事でございますが、配水管の修理は本管類の漏水でございます。給水管の修理は各家庭への引込み管の漏水修理でございます。水源地の点検整備・修理の主なものは、第一水源地配水ポンプのオーバーホール、それから中央監視装置の無停電電源装置の修繕等でございます。

16ページ、業務でございますが、業務量の中で年間の配水量は令和4年度134万8,704立米で、前年度より2万8,582立米の減少となっております。

下段の事業収入に関する事項につきましては、給水収益が令和4年度1億353万8,000円となりまして、94万2,000円減少をしているところでございます。

17ページにつきましては、事業費に関する事項で、主な増減でございますが、表の1行目、原水及び浄水費の増減、1,576万7,000円の増額につきましては、電気料金高騰によります電力費、電気代の増加、それから水源地設備の修繕費、先ほど言いました第一水源地の配水ポンプのオーバーホール代の支出が主な要因でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

令和4年度輪之内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

この計算書は、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引き、手元に残る資金の流れを示しています。

業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益2,364万245円から一番下のほうの下段の利息の支払い額531万4,798円までの合計額で、5,771万5,710円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資産に係る主に配水管の布設替え工事でございますが、3,945万1,420円の減少でございます。財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の償還元金による支出、2,220万3,348円でございます。

当期の増減といたしましては、393万9,058円の減、資金の期末残高は2億8,346万8,505円となりました。

22ページをお願いいたします。

令和4年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書でございます。

主な内容について説明をさせていただきます。

まず、収益的収入でございますが、水道事業収益といたしまして、1億2,610万6,256円でございます。営業収益につきましては給水収益の1億353万7,900円につきましては料金収入でございます。

その他営業収益では、一般会計負担金の100万円、これは消火栓の維持管理等に係る一般会計からの負担でございます。

雑入の21万7,065円につきましては、下水道のメーター検針費用の負担分でございます。

営業外収益につきましては、預金利息が3万9,890円、長期前受金戻入1,990万2,438円につきましては、加入負担金や補償金等の減価償却費相当額をその財源ごとに振り分けた金額でございます。

収益的支出でございますが、水道事業費は1億246万6,011円でございます。

内訳としましては、営業費用、原水及び浄水費のうち、動力費1,958万9,054円は水源地の電気代でございます。

配水及び給水費につきましては、委託料275万711円は水道管理システムの更新業務の委託料、それから修繕費の194万8,515円は配水管漏水等の修繕費でございます。

総係費の主なものにつきましては、職員給与費等でございます。

24ページをお開きください。

減価償却費でございますが、有形固定資産減価償却費5,267万1,604円は、次のページ、25ページ上段の表が内訳となっております。

26ページをお願いいたします。

最後になりますが、令和5年5月19日に輪之内町監査委員の監査を受けておりますので、意見書の添付をさせていただいております。

以上、長くなりましたが、水道事業の決算及び剰余金処分についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

この件は委員会付託になると思いますので、端的にお話だけさせていただきます。

18ページ、水道会計ですから、これは説明も端的にお願いしたかったんですけども。

3番の供給単価89円ですよ。給水単価88円ですよ。水道料金を値上げせんとできんというような数字になっているんですけど、これはテクニカルでこういうふうにしたのか。というのは、下を見てもらうと分かりますけれども、職員1人当たりの営業収益、大体1億4,000万ぐらいですよ。5が来ると、職員給与費が5.4%、前の年は3.6%。そうすると、1億円あったら収入が、540万円ぐらいの職員が令和4年に来ておって、前の年は1億円ですから360万円ぐらいの職員が来ておったかなあというようなことですが、こういう数字が外部に出ると、これは水道料金を値上げしなあかんのやな

いかというようなふうにも取られかねませんので、単純に職員が異動してこういうふうになったのか、それとも水道会計が苦しくなったから、これが実態ですよというような数字のつくり方をしたのか、どちらですか。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

御質問の件でございますが、単純に御指摘のあったとおり、職員の異動によりましての変更になりますので、何か加味してあるようなことではございません。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号及び議第36号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第13、議第37号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

議第37号につきまして御説明を申し上げます。

議案書の8ページを御覧ください。

議第37号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、平成27年に放課後児童クラブ運営指針が策定され、放課後児

童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童健全育成を行う場所を放課後児童クラブとし、子供の健全な育成と遊び及び生活の支援の内容に関する事項及びこれに関する事項を定めているところです。

この指針に基づき、現在の輪之内町留守家庭児童教室の名称を正式名称である輪之内町放課後児童クラブへ変更するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

条例の名称を輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例から、輪之内町放課後児童クラブ設置等に関する条例に改めます。

条例中、全ての「留守家庭児童教室」を「放課後児童クラブ」に、「教室」を「クラブ」に改めます。

2ページをお願いいたします。

第7条の支援員の委嘱につきましては、民間への業務委託開始に伴い、第7条を削ります。

第8条本文中、「負担金」を「利用料」に改め、同条を第7条とします。

第9条を第8条とし、第10条を第9条といたします。

議案書の9ページへお戻りください。

なお、この条例は附則にて公布の日から施行し、令和5年6月1日より適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

議長の許可を得ましたので、3点ほどお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

まず、留守家庭児童教室の設置に関する条例改正ですが、今日は7月議会ですよね。適用は過去に遡って6月1日ですが、これは何のためでしょうかね。過去に遡るなら、4月1日でもよかったんじゃないですか。

条例の施行は、一般的に町民へ周知をするという観点から、公布の日から一定期間を置くものなんです。過去に遡るとするのはよろしくないと思います。

というのは、私のところには、6月から突然放課後児童クラブに変わったという声が届いております。届いておるんですよ。町報7月号では、条例が議会で議決されていな

いの、放課後児童クラブに変わりましたと記載されています。議会要りませんね、これ。

過去に遡る遡及的適用というのは、例えば国の法律の改正に伴って給与などに限定されるもので、むやみやたらに使うもんじゃないんですよ。なぜかといいますと、これは大原則、法令不遡及の原則の例外ですから。例外なんですよ。例外ですから、むやみやたらに過去に遡りますというのは、立法上もいつでも認められるようなことじゃないんですよ。ましてや町の事業、留守家庭児童教室で民間に委託したと。事業の内容を変えて、既成事実をつくってまってから条例改正してくださいと。普通は条例を改正してから事業を始めるものじゃないですか。今回のやり方は、既成事実をつくって反対をできなくするというじゃないですか。

やったもの勝ちになってしまうので、まあでも議会で直ちに認めなきゃならないことだと思いますが、この答弁をお願いしたいということが1点と、2点目は条例改正に伴って、歳入項目が負担金から利用料金に変更になりました。当然、補正予算があると信じておりました。なぜしないんですか。

留守家庭児童教室は、歳入が入ってこないだけで済みます。これはいいですわね、留守家庭教室のほうは歳入が入ってこないだけです。放課後児童クラブのほうは、歳入項目を新規に設定しないとお金の受入れができないんですよ。つまり、補正予算をしなければ、会計を振り替えようと処理しようとしても会計項目がないんですよ。窓口では、利用料の納入切手を持って入金しようとしても、それを受け取る受皿がないですよ。指定金融機関や指定代理機関も、その日に日報に上げる科目がないやないですか、補正予算をしなかったら予算項目がないんですから。御迷惑をおかけすることになるんじゃないですか。お金を扱う条例を改正するときは、条例の内容を精査するとともに予算に影響しないかどうか吟味すると、そしてお金を扱う金融機関と綿密な打合せをして上程すべきじゃないかと思います。

私が今言えることは、会期末に補正予算を組んだらどうですか、金額変わらないんですから。プラス・マイナスの簡単な補正予算で済みますから、正式な会計ルールでいきましょうよ。金融機関に迷惑をかける、いろいろやる、ただ名前を変えるんです、児童福祉法で変わりましたと言いましたけど、その中にでも民間に委託しましたということがちらっと出ました。それが本音じゃないんですか。

それから、3点目は条例と規則って一体なものですよね。条例があっても規則がないと駄目だし、規則があっても条例がないと存在価値がないですよ。

そこでお聞きしますが、今回の条例改正に伴う規則改正は、本日されるのかどうか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

まず、1点目の件ですが、遡ってということになります。本当に大変申し訳ありません。こちらは遡りますが、遡って遡及の場合で、原則として住民に不利益を及ぼさない場合及び住民の利益を増進する場合に限り遡ることができるということがありまして、今回上げさせていただきました。

2点目の利用料と負担金ですが、議員さんのおっしゃるとおり補正で上げてありますので、ちょっと対応については考えます。申し訳ありません。

3点目です。規則の公布は、今日議決いただきましたら、すぐ規則改正はする予定になっております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

課長にお尋ねしますが、実はこの留守家庭児童、これを望んでもなかなか認めてもらえないという人がいるんやね。話を聞いてみると、おじいちゃん、おばあちゃんがいつも家におるから、その子供の面倒を見ることができるという家庭だから入室を拒否しているというような話で話されておりました。

私、考えてみると、その家庭は農家なんですけど、おじいちゃん、おばあちゃんがおっても、ずうっと孫の世話をしているという家庭はあんまり少ないんです。農作業もしなければならぬし、外に出ていっていろいろ仕事もしなければならぬ。そういう家庭に対しては、もっと大目に見て、子供を入室できるようにしてあげたらどうなのかなあというような思いが第1点です。

それから、要望されている家庭と実際入室されている家庭というのは、その差というのはどれだけあるものなんでしょうか。仮に100人要望したのに50人しか認めてもらえていないというような実態なのか、その辺の実態はどんなふうになっておるんでしょうかね。

○議長（小寺 強君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

まず、お答えさせていただきます。

留守家庭への入室の希望者は、年々増えております。ただ、規則で定員で30名ということが決まっておるんです。それで、一応審査をさせていただいて、現在の利用数は基準は30名なんですけれども、福束で37名、仁木で31名、大藪で61名の方を受け入れてお

ります。なので、ちょっと今いっぱいいっぱいになっておる状態なんです。以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

条例の中では、町長が認めたときには入ることができるという条例のつくり方になっているんやね。その辺は、もっと緩和されて、実態をいろいろお話聞いて、やむを得ないなあというような家庭だったら受け入れてほしいなと思います。

今、受け入れる条件としては、仕事をしているところから証明書をもって役場に出すような仕組みになっているんだよね。だけれども、なかなか家にいる家庭の場合は証明書なんか取れないですよ。雇用されているわけじゃないですから。その辺、よく考えてほしいなというように思います。

○議長(小寺 強君)

教育課長 野村みどり君。

○教育課長(野村みどり君)

貴重な御意見をいただきましたので、今後利用者の皆様が便利に利用していただけるように検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第37号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第14、議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第16、議第40号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例についての3議案を一括議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、まず初めに議第38号についてご説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

次の11ページは、改め文でございます。

この改正につきましては、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府令の整備に関する改正がされたので、国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第26条、保育の内容について。

現行では、家庭的保育事業者は児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育を提供することとしております。今回、事務の移管により、関係する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が内閣府の扱いにされたことに伴い、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことから、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものといたします。

続いて、議案書の11ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則、この条例は公布の日から施行するものといたしております。

続きまして、議第39号の御説明をさせていただきます。

議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

次の13ページは、改め文でございます。

この条例につきましても、先ほどと同様にこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う改正でございます。国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うもので

ございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の4ページをお願いいたします。

初めに、第15条、特定教育・保育の取扱方針の第1項第4号と、その次のページ、5ページになりますが、第44条、特定地域型保育の取扱方針、ここにあります現行の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

同じく、今回の事務移管により、関係する家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が内閣府の扱いとされたことに伴い、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことにより改めるものでございます。

その他、35条、37条も関連する所要の改正を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書の13ページをお願いいたします。

附則でございます。

同じく、この附則も、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議第40号の御説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

議第40号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年7月6日提出、輪之内町長でございます。

次の15ページは、改め文でございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第6条、利用料等のうち、現行の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

先ほどの改正と同じく、事務移管により厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

議案書の15ページに戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で議第38号から議第40号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

内容については、そんなに質問するようなことはございませんが、今回の改正で厚労大臣から総理大臣に変わるんやと。要するに、内閣府に移管されたことによる改正だということですが、その主な大きな背景は、これは何があるんかと。課長さんに聞いても、多分国会議員の棚橋先生に聞いても、よう言わっせえへんかもしれんけれども、これは総理大臣が直接関わられていくとなると判断が速いとか、いろんなことがあるのか、私全くこういうことに関しては素人なんで分かりませんが、あえてこういうことに上位法の中で変わるということは何を意味するということでしょうか。分かったら教えてください。こんなこと、厚労大臣がやろうが、総理大臣がやろうが、そんな所管する内閣府に変えてやらなできないんだという内容ではないのではないかと思うんですが、あえてそこに踏み切って、全国の市町全てにこういう条例改正を求めてくるということに対しては、それ相当の大きな意味があるのかなあというふうに思いますので、分かったら教えてください。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

田中議員様の御質問ですけれども、関係省令が所管の移管ということで、内閣総理大臣に内閣府に改めるということの法律改正がございました。この改正は、やはり内閣府と文部科学省及び厚生労働省について、事務のすみ分けをしたというふうに考えておられて、いろんな役割分担をしたということで、今回このことにつきましては厚生労働大臣から内閣府に移管したというふうに考えております。ちょっと詳細についてはすみません。よろしく申し上げます。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

課長さんにはそれ以上の答弁は求めませんが、すみ分けとか云々、今までにもこれはやっておみえになる事業なので、それがこども家庭庁とか、もう少し踏み込んで、野田先生が提案されておったこども家庭庁ができたということは承知しておりますが、それに伴って、こども家庭庁、要するに子供の関係であれば、当然留守家庭とかは厚労省関係かなと思うんですが、あえて内閣府に国の役人さんたちが変えて、その内閣総理大臣だと。内閣府に移ったから内閣総理大臣だろうと私は思うので、総理大臣になったからといって、この事業が特段重要視されているかされていないかは、私には分かりませんが、こういう改正までやるということはよっぽどのことであろうかなあという私の中に安易な気持ちがあるんですが、それは何でかなあ、単純に。そんな名前を変えたからって、よくなるんかなあ。省庁移管してよくなるんかなあ。それならこども家庭

庁の中できちっと積み上げていけばいい話で、内閣府へ持っていったからどうのこうのということではどうかなと。それを上が言ってきたから何でも条例改正をやらないかんという、基本的にはそうだと思うんですが、反対はしませんが、あえて。

今まででも、条例改正は上位法だったから問答無用やという議論にはならなかったようなふうに私も議員をちょっとやらせてもらっておるんで、こういう改正は多分文言の改正だけだよというふうによく言われるんですが、文言の改正と言えども、やはりその中身がしっかりしていないと、やってもらったらいかん、かえって事務が複雑になると私は思うので、慣れたところで慣れた仕事をもっと的確に素早く対応できるような体制が望まれるのではないかなあ。言葉遊びに終始するようなことでは、格好ばっかではよくないよということをおもいますだけで、それ以上何も意見はありません、反対もしませんが、だから分かったら教えてと言ったのは、そういうことです。終わります。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

1番 田中実君。

○1番(田中 実君)

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきたいと思います。

この条例、3件とも見させていただくと、この条例は公布の日から施行すると書いてあります。この条例、町の条例26条、1つ例を取りますと、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に関することですよね。今回、国は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正した厚生省令とお聞きするんですけど、令和5年の3月31日に公布されて、令和5年の4月1日から施行されたんじゃないですか。そうすると、この条例というのは町条例と同じく、3月31日に専決処分すべき案件じゃなかったんですか。これは私の認識が違っておればいいんですけど、もしこれが本当であれば、3か月間空白ができてしまったということになるのかなあと。

特に、この条例は立てつけの作り方が非常に地方公共団体に都合がいい作り方になっておりまして、設備及び運営に関する基準第35条というのが書いてあるんですけど、これって国の基準が10も20も改正されても、町の条例を改正しなくてもいい立てつけになっているんです。条例に書いてあるやつの上位のほうを読みに行くと、それで10も20も変わっていますよと。でも、町の条例は35条としか書いていないのでということだと思えます。

そうすると、知らん間に変ってきておることが分からないと。単純に厚生労働大臣から総理大臣に変わっただけですよという意味ではないような気がします。基準が変わっていると。

例えば、昨年でもこども担当大臣が関係省庁を集めて、関係省庁会議を開催しておるんですね。その中で、いろんな問題を提起されて議論されたと。例えば、バスの置き去

りでしたら、それはあかんでしょうと。これは国交省も関係するし、厚労省も関係するし、内閣府も関係するでしょうとって基準を変えた。そんなことも反映されているんじゃないですか。

取りあえずは、専決処分の案件であったか、なかったかだけお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

暫時休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時22分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

参事 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

一連の関連でございますが、これはそもそもはこども家庭庁の創設によって、それが起因されて関係省令等は変わっておると。こども家庭庁をつくった理由というのは、御案内のとおり、いろいろ今まで厚労省、そして文科省、内閣府等やっておりましたが、結局、いわゆる簡単に言えばワンストップで縦割り行政の弊害を除くためにこども家庭庁を設けてやるよということございまして、先ほど田中実先生がおっしゃったように、国の法律では4月1日からということなんです。

うちとしては、先ほどおっしゃったようにタイムラグが生ずるにしろ、その辺の詳細の省令とか府令については、私どものほうにこういったことをテクニカルな技術的助言、そういうところまでは来ていないというふうに確認をしておるところでございます。

したがって、今回の改正については、所管をこども家庭庁、内閣の肝煎りでつくった庁でございますので、内閣総理大臣直轄にするというような意味合いだろうというふうに解釈しております。

その中で、施行期日については、おっしゃるとおり確かにそれであるなら同日というのが本来の改正内容だというふうに私も認識はしますが、これについては即この公布の日からということで、今議決いただいたことをもってそのように法律のとおりやるということで、今までその間に不都合が生じたかという何とも不都合は生じておりませんので、御理解いただいて、本日付でこの上位法にもたれた条例改正をお認めいただければというふうに考えております。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

参事の答弁、大変よく分かりました。

私がなぜこういうことを言ったかといいますと、国は厚生省令で4月1日からやっている。内閣総理大臣に移ったときにいろんな施設や運営をそのままじゃなしに一部改正してひもづけしているということだと思います。

国は、厚生省令を出したから、ちゃんと自治体はやりなさいよと。じゃあ、県はどうするかというと、県はさっき参事の言いましたように、我々は市町村に対して技術的助言しかできないと。大変いい言葉なんですけど、技術的助言しかできない。そうすると、事故があったら町が丸かぶりになっちゃうんです。なかったでよかったですねと。そのとおりです。なかったでよかったです。あったらどうしたんですか。町は4月1日に国が基準を出しておるのに、やっていないやないかといっているいろんな方面から指摘されるし、監査も入ると思います。

とはいえ、今日から公布ということですので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（小寺 強君）

参事 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

ありがとうございます。

先ほど、ちょっと私も言い忘れたんですが、確かに今回、そういった関係省庁からの技術的助言というのはなかったというふうに思います。また、条例上のテクニカルなことでいいますと、今回は施行期日については公布の日からというふうに上げておりますが、これがテクニカル上、もしさっきのタイムラグの間に何かトラブルがあって、そうやって遡及して云々やらなければならないという場合は、なお、この第何条の部分についてはこの日から適用するという、1つ本当にテクニカルな部分なんですけど、そういうのがあるんですね。

それをちょっと申し忘れましたので、それを付け加えさせていただくということで、いずれにしても、この法律にもたれて、当町のそういった児童の教育関係については、今後も関係省令を見ながらやらせていただきたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

幾つかお尋ねします。

当初、町長はこの所信表明の中で、子ども・子育て政策は極めて深刻で先送りできない最優先の課題となっていると。この辺が、やはり日本の人口が減ってきていることだろうというように私も理解はいたしました。

ところで、保育に預ける家庭というのは、保育ができない、つまり保育に欠ける家庭というようにたしか条例でなっておったと思うんですけども、保育に欠ける家庭というのは、この条例の中では今度はどんなふうに変わってきたんでしょうか。

新聞を見ておりますと、深刻な状況だから、少子化というのは、だからこれまでは就労証明書を出して保育所に預けますというようなことの許可をもらっておったけれども、今度はみんな預けることができるというようなことになっていくんでしょうかね。その辺、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

この改正につきましては、今の浅野議員さんがおっしゃられたことに関しての改正は、全く今までどおりでございますので、変わらず今までと同じような形でやってまいります。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第38号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第39号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第40号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第17、選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

本件は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約により、町長、副町長または監査委員のうちから1人を議会で選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長 朝倉和仁君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました町長 朝倉和仁君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、町長 朝倉和仁君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定により7月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第34号から議第36号については、7月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、7月14日に委員長報告をお願いいたします。

○議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

議会最終日は、午前9時までには御参集願います。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午前11時34分 散会)

令和 5 年 7 月 6 日開会 第 2 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第 9 日目

令和 5 年 7 月 14 日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 町長提案説明

日程第5 議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和5年第2回定例町議会付託事件）

日程第6 議第41号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第6 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
教育課長	野村みどり	福祉課長	伊藤早苗
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
土地改良課長	松岡博樹	産業課長	松井和明
住民課長	岩田好弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 島 広 美

議会事務局 西 脇 愛 美

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第34号、議第35号及び議第36号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第34号についての審査報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

それでは、議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。

朝の通勤、本当に困っています。福東大橋渋滞について。

福東大橋渋滞について、過去多くの議員が質問されております。住民は、福東大橋の渋滞に困っています。ある意味、諦めで早く福東大橋南に橋が建設されるのを祈るような気持ちの町民も大勢います。しかし、新大橋建設には何年もかかることが予想されます。

過去、町議会で、町長の答弁は、県道なので県に要望を伝えるとの答弁でありました。これでは、何遍質問しても問題が解決できません。これは、輪之内町内で起きている問題です。

お聞きします。この件について、大垣市、大垣市議会、大垣選出県議会議員、安八地区選出県議会議員の皆さんと協議されたことはありますか。岐阜県と町の議論では、ある意味限界です。関係者がスクラムを組む必要があると思います。

また、町民の皆さんから、福東大橋の迂回車両で堤防下道路が危険な状態であるとお聞きしました。通常、道路には白や黄色の線が引いてありますが、緑の線、グリーンベルトは交通安全、特に学童の事故防止を訴えるものです。鮮やかなグリーンは人の目を

引きます。当分の間、児童の安全を守るため、緑の線を道路に引く工事を要望します。

輪之内町では、私の知る限り、過去に2人の県職OBが町長に就任され、県庁のパイプを使って多くの事業を成し遂げられ、町政発展に多大な貢献をされました。しかしながら、福東大橋渋滞問題だけは尽力されましたが、道半ばで解決できませんでした。大変残念なことです。

新町長は、県庁で都市計画道路を所管する元都市建築部次長という経歴で、この問題を解決するのに最適な人として町長選挙で多くの町民が支持し、期待するところであります。県庁とのパイプをアピールされておりましたが、そのパイプを使って福東大橋渋滞問題を早期解決してください。

過去の有能な県職OBの町長でもできなかったのに、私にはできませんと言って、町長就任早々、町民の皆さんの期待を裏切るのか、37年間の県職員生活で得た経験と人脈を生かし、国、県、隣接する市町とのつながりを一層強め早期解決に努力すると言われるのか、決意のほどをお聞きします。

2番、なぜ輪之内に消防署ができないのですか。大垣消防組合の負担金と輪之内分署の新設について。

日頃、輪之内町の消防・救急体制を担っていただいております大垣消防組合には感謝申し上げます。輪之内町民が安全・安心に過ごせるのは、大垣消防組合のおかげであります。つきましては、大垣消防組合の負担金と輪之内分署の新設についてお聞きしたいと思っております。

大垣消防組合消防本部の2022消防年報によると、令和4年度各市町負担金と構成比が公開されております。それを見ると、大垣市は令和2年国勢調査人口15万3,306人で、14億4,051万5,000円の負担金で、輪之内町は同じく令和2年国勢調査人口9,654人で、1億4,064万6,000円の負担金であります。これを住民1人当たりで換算すると大垣市民は9,396円です。輪之内町民は1万4,568円の負担になります。

ゴルフをする方からお話をお聞きすると、ゴルフ場の会員と会員でない方はプレーのサービス内容は変わりませんが、プレー料金は会員と会員でない方とは差があるということでもあります。

お聞きします。輪之内町は、大垣消防組合の会員ではないんですか。よく地方自治は最少の経費で最大の効果を得ることがよいとされておりますが、大垣消防組合の負担金は輪之内町にとって最大の経費で最小の成果しか得ていないのではないですか。

令和5年度も町予算50億程度で、1億5,125万円も支払い予定です。どのようにこの負担金の差を輪之内町民に説明されますか。よく考えてください。これは私たちの大切な税金の使い道のことで、今まで何度輪之内分署を要望しても建設してもらえんのは何となく理由が分かりました。

お聞きします。輪之内町民は、大垣市民より多額の負担をして、なぜ輪之内分署が新

設できないんですか。町長の見解をお聞きします。

3. 高校受験の春は泣かせない。高校受験生の塾代の助成について。

中学3年といえば、中学校を卒業し、多くの生徒が高校に入学する時期です。小・中学校に通った児童・生徒の初めての人生の試練であります。中学3年生の皆さん、頑張ってください。心の中で祈っておるのは私だけではないと思います。

受験生がいる保護者の方は大変です。なぜなら、子供の教育費は年々負担が増し、高校受験に向けた塾代の捻出は一般家庭においても容易ではありません。学校教育が重要なのは言うまでもありませんが、子供の学校外教育が担う割合が年々大きくなっています。しかし、家庭の経済状況によっては教育費に差があるのが現実です。

令和4年度学校基本調査によると、輪之内町の中学卒業生107名中106名、実に99.1%が高校に進学しています。子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、中学3年生を対象に、人生の試練に立ち向かう受験生に進学塾代月1万円の助成はできませんか。進学塾代の助成はぜひたくですか。受験生の親は必死なんですよ。その心情を分かってください。今、進学塾に通っていない家庭でも、月1万円出れば通うかもしれません。

戊辰戦争で敗北した長岡藩は、他藩から送られた救援米100俵を藩士に分けずに学校を設立しました。100俵の米も食えばたちまちなくなるが、教育に充てれば明日の1万、100万俵となる、いわゆる米百俵の故事であります。中学3年生に米100俵を送ろうではありませんか。教育長の見解をお伺いします。

4. 土・日勤務の保護者もいます。土・日、祝日保育について。

子供がいる家庭にとって、住んでいる町でどのような子育て支援を受けることができるか気になるところです。子育てによる負担を軽減し、安心して子育てできる環境をつくるため、行政は様々な子育て支援を町民に提供し、他の自治体が実施していない独自の子育て支援策も積極的に実施すべきだと思います。

輪之内町では、令和2年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画として、第2期輪之内町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援事業に取り組んでいます。

平成30年に、子育てについてより身近なところで相談しやすく専門的な、また深刻な相談にも対応できるよう、輪之内子育て世代包括支援センターを開設しました。現在、町では子ども・子育て支援法で法定化された事業として、地域子育て支援拠点事業の拡充、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業があり、町単独事業としてがんばる子育てサポート事業があります。その代表的なものに、町単独事業としてがんばる子育てサポート事業の中に休日保育の検討があります。その内容は、保護者の休日就労等に対応するため、日曜日、祝日等において保育できるように体制整備に努めるとあります。

昔は、昔はですよ、土・日は保護者が家にいるので家庭で保育してくださいと言って

おりましたが、今は昔と違ってサービス業が拡大し、シフト勤務が当たり前の時代では日曜・祝日勤務の方も多いと思います。休日保育の実施がないのは、利用者の希望が少ないのが理由でなくて、町が積極的に保育を受け入れない行政の姿勢が利用希望者を減らすんじゃないですか。国に言われて、計画に入れた絵に描いた餅でなく、実現に努力してもらいたいです。子育て支援が一番大切です。町長の見解をお聞きします。

5. 草ぼうぼう町有地、仁木小学校東町有地について。

町長は、地域に公園を造るという構想をお持ちと新聞で公表されましたが、御存じですか。現実の町有地は、管理不行き届きで公園どころではありません。特に仁木小学校付近の町有地は草ぼうぼうで、近くの民家の皆さんは虫の発生などに悩まされております。また、児童の通学路に隣接しているので、防犯上も交通安全上も危険であると思います。

5月に、町に除草を申し入れました。忙しいとのことで、少しずつしか除草されません。役場庁舎付近はきれいに掃除しますが、遠く離れた町有地はほったらかして草ぼうぼう。小学校付近は文教地区ではありませんか。学童も学校近くが草ぼうぼうなのに、草も刈らない、ひどい、どうしてだろう、小さい頃の記憶として残ります。環境教育としてもよろしくないと思います。草ぼうぼうで苦しむ住民の迷惑が、自分のことでないので気にも留めない。自分の家の前ならすぐに除草すると思います。どのように考えておられますか。

仁木小学校東町有地以外で、草ぼうぼうで付近の住民に御迷惑をおかけしている箇所は町内で何か所ありますか。把握されておりますか。その面積を公表してください。町長の見解をお聞きいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

改めまして、皆さんおはようございます。

初めての一般質問に当たり、不慣れな点もございますが、誠心誠意、丁寧な答弁に心がけてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、田中実議員から私への御質問、4ついただきました。順次お答えいたします。

まず、1点目の福東大橋渋滞解消についてお答えいたします。

福東大橋の渋滞につきましては、長年の懸案事項であり、主要地方道羽島・養老線の開通以来、様々な対策が講じられておりますが、根本的な渋滞の解消に至っていないのが現状でございます。

御質問にございました大垣市、大垣市議会、大垣・安八選出の県議会議員との協議につきましては、大垣市、羽島市、海津市、養老町、輪之内町、安八町の3市3町により

構成する主要地方道羽島養老線改良促進期成同盟会により、毎年、市町の首長及び議長、関係市町の県議が県に対して要望を行っており、問題意識の共有は図られております。今年度も、来週18日でございますが、岐阜県に対し要望を実施する予定をしております。

御存じのように、羽島・養老線は、揖斐川、古宮川、水門川といった河川上に設置されているため、交差点付近の改良には物理的制約があり、困難を極めております。他方で、国や県により周辺の東海環状自動車道や大垣江南線長良川新橋などの道路網について整備が進められておりますとともに、当町におきましても周辺市町で構成する新養老大橋、仮称でございますが、架橋建設促進期成同盟会におきまして、牧田川、揖斐川を渡河する長大橋の整備を要望し、県において検討が進められているところでございます。

加えて、県にありましては、局所的な渋滞軽減対策を検討されており、具体的には現在国道258号横曾根3の交差点の滞留長を東に延伸し、信号待ちの間に滞留する車両台数を増やすことで交通処理能力を向上するという方策でございます。

また、福東大橋西詰交差点を南進し、養老方面に抜ける堤防道路は現在通行できない状態でございますが、国が進めます水門川排水機場の改修工事が完了した後には通行可能となり、渋滞解消につながるものと大いに期待しているところでございます。

一方、御提案のありました堤防下道路のグリーンベルトの設置につきましては、児童・生徒の交通事故抑止に有効であるという認識は同じく思っておりまして、設置に向け前向きに検討をしております。

福東大橋の渋滞問題を解消するためには、継続的な取組と地域全体の協力が欠かせません。引き続き、住民の皆様や地域の関係者、県関係機関との協力を深めながら、より一層、福東大橋の渋滞解消に取り組んでまいります。

2点目の大垣消防組合負担金と輪之内分署の新設についてお答えいたします。

現在、大垣消防組合の負担金の算出方法でございますが、人口割が30%、基準財政割が70%で算出するルールとなっておりますが、この算出ルールにつきましては平成元年3月の組合議会から適用、施行されていると聞き及んでおります。それまでは、基準財政割のみで算出されていたようですが、一部自治体から大垣市の負担が軽いので人口割を導入するよう提案があり、組合議会で協議され、今日に至っているものと聞き及んでおります。

令和4年度の輪之内町の負担が大きいという議員の御指摘につきましては、算出基礎となる基準財政割が普通交付税の消防費の基準財政需要額を使用しておりまして、令和4年度の消防費の基準財政需要額が令和3年度に比較して10.49%、1,944万7,000円上がったことが原因でございまして、当町の負担割合が増となったものでございます。

続いて、輪之内分署の新設について、言い換えれば南分署の当町への誘致についてお答えをいたします。

本件に関しましては、令和3年12月20日に、輪之内町長、輪之内町議長、大垣市長、

大垣市議長の4者の協議において、大垣市横曽根にあります現在の署舎の南隣地、先日起工式がございましたが、の土地に建設するとの結論が出されたと聞き及んでおります。この間の経緯、協議論点等につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、4点目の土・日、祝日保育についてお答えいたします。

御質問のとおり、核家族化や共働き家庭の増加など保護者の就業形態も多様化しております。町では、現在、土曜勤務等のある方について、こども園の保護者の事前希望により、午前8時15分から午後4時半まで土曜保育を実施しております。現在、土曜保育につきましては3園分をまとめて1園で、保育教諭2人体制にて希望者園児の保育を行っており、1回当たり2ないし5名程度の園児が利用されております。また、お盆の時期なども各園にて対応できるよう事前に希望を取り、保育を実施している状況でございます。

来年度は、保護者の御要望を踏まえ、まずは保育標準認定の園児について、土曜保育の時間を午前8時から午後5時まで時間の延長を行うよう体制を整備してまいります。

その他、ファミリー・サポート・センター事業として、輪之内町社会福祉協議会にコミュニティママ子育てサポート事業を委託しております。これは、小学3年生以下の児童がいる子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人が会員となり、子育てを助け合うもので、土・日、祝日も利用ができる体制を整えております。

また、令和4年度からは子育て短期支援事業を開始しております。児童を養育している家庭の保護者が、病気、冠婚葬祭、出張、育児疲れなど、養育が短期間困難となった場合に児童養護施設等で一時的に養育する事業でございます。これまでに3施設と契約を締結しております。

休日の保育につきましては、その必要性は十分に認識しておりますが、最近では保育教諭の確保が極めて厳しい状況にございまして、採用後の適正な勤務体制の維持にも苦慮しているのが実情でございます。引き続き、保育現場の環境、職員の確保、保育の充実に努め、今年度予定しております子育て支援のニーズ調査も踏まえ、御意見をいただき進めてまいりますとともに、新たな取組について積極的に周知を図り、より多くの方々に御利用いただけるよう広報に努めてまいります。

最後に5点目、仁木小学校東町有地の除草の件につきましては、付近住民の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきましては大変申し訳なく思っております。今後は、そういったことがないように、常に状況の把握に努め、必要な場合には迅速に対応してまいります。

以上で、田中実議員の御質問への答弁とさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

おはようございます。

田中実議員の御質問、高校受験生の塾代の助成についてお答えをします。

平成30年の文科省調査によりますと、公立中学校の3年生が進学塾へ費やす1年間の費用の平均は約31万円です。ほかにも、模擬試験代や集中講座の受講料などがかかる場合があり、家計への影響は大きいものがあると言えます。

東京都のように、一定所得以下の世帯の中学3年生や高校3年生に対して、学習塾などの受講料や高校・大学の受験料を無利子で貸し付け、入学すれば返済が免除されるという制度を導入している自治体もあります。

ただ、同調査によると、公立中学校の3年生で進学塾に通っている生徒の割合は約70%です。田中実議員の御指摘のように、経済的な理由から進学塾に通いたくても通えない生徒がある一方、生徒や保護者の意思で進学塾に通わないという選択をしている場合もあります。生徒の個性や才能を伸ばす場所は、高校進学のための進学塾だけでなく、文化・芸術、スポーツ教室などもあります。したがって、助成を行うにしても進学塾に限定するのではなく、多様な教育サービスを対象とすることが望ましいと考えます。

また、中学3年生の助成制度は、子育て支援、少子化対策、生活困窮世帯対応の一環として考えるべきで、多面的かつ総合的な取組が必要です。町としてどのようなサービスを提供していくことが望ましいのか検討を進めていきます。

以上で、田中実議員への御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

おはようございます。

それでは、田中実議員の質問に答えさせていただきます。

大垣消防組合中消防署南分署の建設地の選定の協議経過について、御説明を申し上げます。

協議につきましては、都合2年間で18回の協議を経て、最終的に先ほど町長が申し上げた結論に至っております。まずもって、大垣消防組合の各署舎の建設計画は、平成27年度から検討を始められ、向こう15か年計画を持って進められているものでございます。

建設更新計画によると、近年の計画では、北部署、北署、東分署の順で更新計画が進められておりました。ところが、南分署の老朽化が激しいため、計画を前倒しして令和4年に設計、5年度から6年度にかけて南分署の建設更新を図るべく、令和元年7月に南分署管内における最適地の検討を開始されております。

その検討箇所は、輪之内町内の4か所、具体的には県道羽島・養老線沿いの福東や里地内でございますが、それを含めた12か所で調査を開始し、最終的に3か所、この3か

所というのは現南分署の南側、そして輪之内町内の旧 J A 福東給油所の西側、輪之内町地内の里地内にあります焼き肉勝美の東側の3つに絞られ、最終的に現南分署南側を選定することで方向性を見いだしたと、令和2年3月26日開催の大垣消防組合議会の全員協議会の場で公表されました。

その席上、木野町長は、社会経済状況や交通状況の変化に的確に対応できる施設、位置であってほしい。輪之内町にとって、火災・救急の現場到着の遅れということが無視できない。特に、福東大橋の渋滞の状況について、分署の位置決定については重要な要素だと思っている。慎重に検討をお願いしたいと要望をいたしました。

その後、事務方同士の協議に入りました。結論に至るまでの論点を整理し、要約をさせていただきますと、南分署建設の検討結果としては、これは大垣消防組合の見解でございますが、庁舎の建設地として求める条件として、管轄する区域内の中心部に位置すること、管轄区域へのアクセスがよいこと、比較的浸水に強い場所であること、整形な土地が確保できること、組管内全体の消防署の配置が均等になることを条件として、候補地を3か所に絞り込んだとしておられます。

さらに、適正配置の考え方は、消防力の整備指針に基づくものとし、1として消防署は市街地に設置するものである、2番目に建物火災における隣棟建物への延焼措置に許される時間は6.5分、放水準備時間を2分とすると走行時間は4.5分、3番目として救急車の現場到着時間については4.5分以内が適当、それらを網羅し、4.5分以内に到着する範囲の消防需要地が最大となる場所を消防署建設の最適地とするという見解でございました。ちなみに、消防需要地というのは建物火災の発生件数や救急の出動件数からそれぞれの区域における需要値を数値化したものをいいます。

その他、検討における留意事項といたしまして、1つ目として、福東大橋の渋滞による遅延については、常時混雑しているわけではない。また仮に橋の影響で遅れるとすれば需要地を勘案しても大垣市内の事案に遅れるほうが影響は大きい。2つ目として、安八スマートインターチェンジの開通により、渋滞時には高速利用も可能であると。南分署隊の利用に限らず、中署隊が利用することで輪之内町への現場到着時間の短縮もできるということで、また大垣消防組管内の全体のバランスからすると、揖斐川以東の安八町、輪之内町、大垣市墨俣地域の人口は約3万人であり、管内人口約22万人の7分の1程度であると。

消防署所を7か所設置することを考えると、揖斐川以東に消防署を2か所設けることはバランス的によくない。1か所とするのであれば、輪之内町側ではなく安八町側に設置することが妥当である。輪之内町については、現南分署及び東分署の双方から駆けつけることができる。特に消防署所の設置場所については、南分署からの現場到着時間で4.5分以内に現場到着できる区域における人口が多い場所が消防力配置の効果が高いため、適正配置検討結果のとおり、現在地の隣地に設置することが一番よいとの見解でござ

ございました。

一方、当町といたしましては、過去より建物建て替え時期には輪之内町地内への南分署建設が必要と表明しており、組合議会全員協議会においても幾度となく要望を重ねてきたところでございます。

また、当該案件は、過去町議会における一般質問でも取り上げられ、行政としても町内の建設を強く要望していきたい旨答弁を繰り返してきたこと、そして輪之内町第5次総合計画においても、基本計画における防犯・防災分野において、中長期的方向性として常備消防機関の設置を強く要望していく旨記載していること、その経緯としては総合計画策定時の審議会において、委員さんより、この項目を盛り込むよう強い要望により盛り込んだ経緯があること、言わば当町における大きな行政課題と位置づけており、輪之内町としては南分署候補地の決定については関係者間の事前合意が必要と考えており、したがって適切な時期に当町関係者を含めての協議をお願いすることと併せて、合意成立を待たずに計画を進めることは容認できるものではないというスタンスで協議を開始しております。

具体的には、輪之内町側としては、南分署管内における人口、災害件数ともに輪之内町が占める割合は大きいので、輪之内町内に設置するほうが自然ではないか。特に救急では搬送先病院、特に多いのが大垣市民病院、徳洲会病院と言われておりますが、横曽根から輪之内町内に入って、折り返しの時間を勘案すると、病院収容まで30分から40分要すると思われまます。そこで、輪之内町に署所を設置すれば折り返しの時間が短縮できることから、10分は早くなると考えると、大垣市の名神高速道路以南については、中消防署が応援に入れば特に問題視する点はないと考えるというふうに私どもは申し上げました。また、福東大橋渋滞に関連する到着時間遅延の懸念等々、これらのほかにも様々なデータ分析により協議を進めてまいりました。

しかしながら、大垣消防側さんは人口密度に重点を置くという見解で変わらず、現在の横曽根地内が最適という結果を譲られませんでした。

冒頭で、都合18回の協議を経たと説明いたしましたが、その内訳は大垣消防組合議会全員協議会の場が2回、事務方同士の協議が10回、輪之内町議会全員協議会の場が3回、町長と大垣市長との協議が1回、そして町長、議長、大垣市長、大垣市議長の4者会談が2回、それぞれ協議を行っております。

特に、輪之内町議会議員全員協議会では、まず令和3年2月18日の全員協議会の席上、今までの協議結果を情報共有するべく、南分署建設における経過とその計画内容を説明しております。その際、議会側からは、この問題は行政側だけに任せるのではなくて議会側も行政と一体となって取り組んでいくということが確認されました。

また、令和3年7月19日の輪之内町議会全員協議会の席上で、7月2日に開催された組合議会臨時全員協議会において、輪之内町から住民に理解を得るための時間が欲しい

と要望し、建設予定地の決定を年内をめどに見直すことで合意しました。その協議結果を、議長から全員協議会の場で報告がありました。

そして、令和3年12月3日、同じく町議会全員協議会の場でこの南分署の建て替えに伴う建設場所についての協議を行い、今までの協議結果を報告するとともに当町としての見解を見いだしました。

その見解としては、今までも様々な角度から協議してきたが、結果は変わらない。大垣消防側は結果を譲られなかったと。その経過を踏まえると、今後継続協議しても結論は変わらない。今後、懸念される大規模災害時の大垣消防組合の体制と輪之内町への対応体制について一定の評価ができること、また今後予定されている安八町地内の東分署の建て替えについて、広域的見地から場所等の検討要望を出していることから、今回の南分署の建設場所については大垣消防組合側の結論とすることに対して、当町の全員協議会では全員の了解を得て結論とし、そして町長答弁のとおり令和3年12月20日に輪之内町長、議長、大垣市長、大垣市議長の4者協議をもってそこで最終的に結論づけたということで協議を終えております。

以上、長くなりましたが、協議経過についての説明とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

それでは、何点か第2質問をさせていただきます。

まず福東橋の渋滞ですけど、福東橋渋滞を解消するためには、やはり時差式信号機の設置が必要だということだと思いませんか。それには、福東大橋の西詰と東詰に右折スペースを造らなくちゃならないと、これが基本だと思いませんか。そうすると、構造上、橋の西詰、東詰の両端部の拡張が必要となるということだと思います。

それでお聞きするのは、この福東大橋の工事費は一体どのぐらいかかるのかということですね。

例えば、こんな例をいいますと、子供が親に、おもちゃを買ってくれ、買って父ちゃん。1,000円やったらすぐ買ってやるし、10万円やったら買えんでしょう。それと一緒に、安い工事費であれば町単独でやって県に恩を売ることもできますし、めちゃくちゃ高ければそれはちょっと国も巻き込まないかんということだと思いますので、まず工事費を把握しておるかどうか。これは、今までの交渉の真剣度が問われます。工事費も分からずに県と交渉しておったということやったら、本当はやる気がなかったというふうに思われますので、まず工事費を教えていただきたいと。

それから負担金、説明がありました、人口割30%、基準割70%と。それまでは財政力だけでやっておったのを、大垣市がそれではあかんでということで人口割30%とされた

んですが、この人口割と財政割って、皆さん考えてくださいよ、輪之内町内にこんな制度あるんじゃないですか、考えていただくと。国保税ですよ。国保税は、1人の世帯もあれば5人入っている世帯もあるんですよ。1人の世帯は、5人の世帯に対して5人もおったら医療費どえらい使われてしまうで何とかしてくださいよと言いますよね。また、1万円の所得の世帯の方は、1,000万も所得がある世帯があつたら、そんなにお金があるなら払ってくださいよと言いますよね。でも、1,000万の所得のある家庭からしたら、医者にかかるのは一緒やろうと、一緒にしましよと、折り合いはつきませんよね。

でも、国保のほうでは折り合いがついているんです。何でだと思いますか。均等割が、令和5年輪之内町の均等割、つまり人の数の割合が47%、所得に対する割合が53%、30と70じゃないんですよ。大体、半々なんですよ。だから折り合いがつくんじゃないですか。私が高いと言ったのは、同じ理屈ですよ。人口が多いところが30%で黙っておろすと、人口が少ないところがわあわあと、私たちを見てわあわあ騒ぐなど、こうじゃないですか。ということです、よく考えていただきたいということ。

それから、分署の関係、先ほど参事がやっている感いっぱいのお返事をされましたが、1つ抜けている点があります。何か、皆さん分かるでしょうか。情報公開の1点が抜けているんですよ。

1つ、平成30年4月に大垣消防組合第2次総合計画が策定され、公表されました。その消防組合第2次総合計画には、消防庁舎の整備があります。施策として、消防庁舎基本計画に基づく庁舎の建て替えの推進があります。スケジュール概要として、令和5年から東分署、南分署が計画に上がっています。

あれ、さっきの政治合意の前に、もう話できていたんじゃないですか。総合計画って構成町の同意なくしてできないですよ。平成30年に、もう計画を認めて、本までできて公開しているんですよ。その後政治決着っておかしくないですか。もう決着しておるんじゃないですか、平成30年に。今の答弁は、住民に対するリップサービスとしか思えません。この辺をちょっとお聞きしたいということと、もう一つ、これもお聞きしたいです。

平成17年、大垣消防組合と中署は、大垣市丸の内にあつた消防本部と中署を大垣南イオンの西に移転をしました。それは手狭ですからね、大垣消防本部が移転しても仕方ないですよ、中署もね、と思います。これは仕方ないと思いますね。数字でいうとプラマイゼロですよ。本部が移転して南に行ったから、プラマイゼロですよ。

大垣市役所の付近は、21号線の北にある北消防署が受け持つと私は思っておつたんです。そうしたら、大垣市役所の東に消防署が残ったんですよ。あれれ、消防署が1つ残ったってどんなことかなと思つたら、前の消防署を使って、消防本部は、分ける駐在所、分駐所という名前をつくって消防署を残したんですよ。あれ、駐在所って1人かな、3人かな、駐在所ってそんなイメージですよ、皆さん、私もそう思つたんです。人員

は20名なんです。南分署、東分署と同じ数だけの人員がいるんです。必要だったら言えばいいのに、輪之内町が分署を要望しているので、名前を、丸の内分署という名前をつけずに分駐所という名前でひっそりと消防署を造ったんです。

それは、消防署に聞けば中消防署の機能を2つに割っただけだと言われるかもしれませんが。それだったら私に言わせてください。3つに割ってくださいよ。3つに割ったら、輪之内に消防署できたんでしょ。2つに割ったから、市内に1か所消防署が増えただけで、3つに割っておいたら輪之内に来たんじゃないですか。この事実を踏まえて、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

教育長の答弁は、お聞きすると、簡単に言うとやる気がないと、検討、そうやけど、もう学習塾に通う……。でも、高校受験って、教育長さんは優秀な方や進学塾ばかり試してみえると思いますけど、高校では美術の学校や音楽の学校に行きたい子だっておるんじゃないですか。そういう子はどうするんですか。書道の専門のことをやりたい、高校は行きたいという子だっておるでしょう。

今の答弁を聞いておると、進学塾に通うことばかり、競争社会であつたって子供の芽を伸ばすのが教育じゃないですか。それに、可能性があれば努める。例えば、70%しか利用していませんでしたら、70%のほうに目を当ててくださいよ。残りの30%は全部切捨てですか。教育ってそんなもんなんですかね。一人一人の可能性を伸ばしてあげるということやないですかね。

それから、コミュニティママの話が出ましたけど、私も労働基準法とか労働法にあんまり不案内ですので世間的におかしなことを言うかも分かりませんが、労働って労働基準法と最低賃金法と2つで守られているんですよ、労働者って。最低賃金って、それを下回ると契約自体無効になって3か月分すぐに払わなくちゃならない。過去2年間遡らなくてはならないということになっているんです、最低賃金法というのは。その最低賃金法の基準は、地域の最低賃金に準ずるということになっておるんです。ちらっと見たら、岐阜県は910円が最低賃金だそうです。コミュニティママのサポート料金は1時間当たり幾らですか、お聞きしたいと思います。

草刈りのほうは、町長さん、大変すばらしい答弁で、いやあ申し訳なかった、刈ると言われましたが、今日朝、議会に出てくる前に見てきましたら、まだ草ぼうぼうです。何かちょっと私、悲しくなりました。住民や議員がささいな除草を要望しても取り上げられない。

新町長ができれば、職員はすぐに玄関を385万円もかけて新築する。これいいんですか。町民が遠目から見えていますよ。弱い住民の声は殺して、新しい権力者のためには何でもやると、こんな行政でいいんですか。玄関を直すのはいいですよ。でも、今日の答弁を聞いた後に住民が見たら、これが新しい町長のために造った玄関かと、皆さん指をさして通られますよ。それ駄目でしょう。火の粉が起きたらすぐに水かけて消すんです

よ。ぼーっとなってしまったらもう手がつけようがない。自然に火が消えるまで待つしかないんですよ。

私の言っていることはおかしいですか。弱い住民の声を聞いてくださいよ。玄関をきれいにするのもいいです、してください。でも、虫が飛んでいる住民のことを考えたことがあるんですか。答弁ではすると言われましたが、朝来たってまだ草が生えているんですよということです。以上です。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

福東大橋につきましての事業費でございますが、福東大橋につきましてはトラス橋という構造でございます、交差点部分のみを拡幅するということは構造上不可能でありまして、実質的には架け替えとなることから多額の工事費がかかるというふうに聞いております。

県において、実際に福東大橋の架け替え費用の積算は今のところされておられませんので、正確な事業費は分かりませんが、大安大橋から東の区間で現在計画をされております長良川新橋につきましては、橋梁部の事業費が約130億円程度になると聞いております。

橋長のほうが若干短くなることが想定されますが、架け替えとなりますと既存橋梁の撤去費用や仮設橋の設置費用も別途必要となりますので、少なくとも100億円は超える事業費になると想定をしております。以上です。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

ありがとうございました。

負担金について、国保税を例に、参考にされた御提案をいただきました。それで、負担金30・70を、例えば50・50にするというような御提案かというふうに理解をいたしました。

その前に、輪之内町だけが突出して負担金を多く払っておるということではなくて、たまたまという言い方がいいのか悪いのか分かりませんが、令和4年度の負担金の割合を見ていると、確かに議員がおっしゃるとおり大垣市は9,396円、輪之内町は1万4,569円でございますが、神戸町は1万2,243円、安八町は1万3,192円、池田町が1万1,812円というふうになっております。

これは、先ほど町長の答弁にもありましたように、基準財政需要額というのは交付税の算定にもたれておりますので、そのルールがなぜこれだけ上がったかといいますと、交付税のルールの中で段階補正というのが毎年見直されるわけです。その中の係数が著

しく、その人口規模によって係数が違いますが、9,600人何がしのランクの係数が1.34から1.48というふうにかなり上がっております。加算単価も、4,500円から4,600円上がっているというようなことが、連動して上がったというのが細かい上がった理由になるわけでございます。

議員がおっしゃられたように、例えば国保と一緒に50%・50%とした場合はどうなるかということで、私もそれなりに試算してみましたら、大垣市が4,270万円増となって1人あたりは9,675円、神戸町が991万3,000円減となり、1人あたりの単価は1万1,710円、安八町が、これも減でございますが1,155万1,000円減、1人あたりの単価は1万2,388円、池田町が9,640万円減となって1人あたりの単価は1万1,399円、輪之内町はどうなのかといいますと1,159万6,000円減となって1人あたりの単価は1万3,368円というふうになります。

大垣市を下回ることはないんですが、大垣市を除く4町についてはそれぞれ減額になります。これについては、確かに声を上げるべきだという御提言でございますので、組合議会は御案内のように1市4町の合議制で成り立っております。現行、現在のルールから34年間経過しておりますので、ルールを改正するには応分の協議時間を必要とするというふうに考えております。

ただ、今回の提案をまず事務方から上げて、こういった指摘も、御提言もあったということで協議をしてまいりたいと。結果としては、大垣市のみが負担増となるので、その辺から話をしてみたいというふうに考えるところでございます。

また、南分署の件については、情報公開がされていないというような御指摘でございますが、この辺については、確かに例えば広報でこういうふうになりましたとかというふうには申し上げておりませんので、その辺は正して広報をする必要もあるなというふうに思っております。

平成17年に現在の消防本部が移転した際に、旧消防本部は分駐所として残ったと、そのときに計画を中署と分駐所、2つにする中に、そこに輪之内町の分駐所なり3つ目も加えればよかったのではないかという御指摘でございますが、これはもう30年に、おっしゃるとおり総合計画ができておることでございます。

まずその総合計画の中に、本当は輪之内を管轄している南分署は、東分署の後というふうに聞いております。それが、先ほど申し上げたように老朽化が激しいので前倒しして、南分署を先にやって後で東分署というふうに変更したと聞いております。

先ほど、私の説明について、議員からあまりにもパフォーマンス的でリップサービスが過ぎるのではないかというような御指摘をいただきましたが、これについては取り方によっていろいろあると思いますが、私としては事実を述べただけでございまして、感情的に申し上げたというつもりはございません。

ただ1点だけ、議会全員協議会で取り上げた際に、やっぱり町と一体となって協力し

ていくという発言をいただいた。そのときはやっぱりうれしかったし、実際に先ほどの説明ではない、説明にはしなかったんですけど、議会の先生方が大垣市とかの関係者と水面下でいろいろと協議をしていただいてやられたという経過もございます。それを文書にするとか、こういった公式の場で発言するというのは差し控えさせていただきますが、そういった皆さんの努力というか、そういうふうにして出た結論でございますので、ここはこういうふうになったということで、今後については南分署はここで建て替えられるという広報には努めてまいりたいというふうに思っております。

また、草刈りの件については管轄するのは総務課でございますので、これについては非常に申し訳ございませんでした。早急に草刈りを終えるように指示をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

先ほどの田中実議員の第2質問というかその中に、私の答弁が進学塾70%の生徒だけに対応した答弁ではないかという御指摘をいただきました。田中実議員の質問書を見ますと、中学3年生対象に人生の試練に立ち向かう受験生に進学塾代月1万円の助成はできませんか、進学塾の助成はぜひたくですかという記述がありましたので、私はてっきり70%の生徒とプラスアルファの通いたくても通えない生徒を対象にした御質問かと思ひまして答弁をさせていただきましたが、どうも私の勘違いだったようで、広くそれ以外の進路を対象とした子供たち、高校進学を目指す子供たちの助成という御質問だったというふうに解釈してよろしいですかね。

ということでしたら、先ほど私が答弁いたしました子供の個性や才能を伸ばす場所というのが高校進学だけじゃないということで、文化・芸術、例えばピアノの先生について習っている子供もいると思うんですが、相当なお金がかかると思います。ということで、私がさっき述べたのは高校進学だけではなくて、そういった子供のいわゆる夢の実現に向けたものということで、例えば子供の夢実現応援助成といったようなもののイメージで私はちょっとお答えさせていただいたので、答弁させていただきます。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

コミュニティママ子育てサポート事業は、社会福祉協議会のほうに委託をいたしております。田中議員の金額は幾らかという御質問ですけれども、金額は時間帯につきましては平日と土・日、祝日とも9時から5時でございます。平日につきましては1時間700円、土・日につきましては1時間900円というふうで運営しております。

子育ての援助を行い、子育ての手助けをしていただくというサポート的な部分もござ

いますけれども、今後の体制も含め協議してまいります。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

田中議員さんのほうからは、さすがに町の職員OBということで非常に詳しい、また的を射た厳しい御指摘をいただきました。本当に、そういう意味では大変ありがたく思っております。

その中で、二、三、私なりに思ったところを述べさせていただきます。やはり、先ほど分署の関係で、情報公開ということで、やはり情報公開につきましては、私も今回出るに当たって、開かれた町政ということで、ずうっと一番重点項目ということで主張させていただいております。今の消防分署の位置とかという話になると、なかなか微妙な問題ですので、全て100%情報公開ができるかどうかというのは私もちょっと疑問はあるんですけれども、それ以外にできるところは全面的に公開をしていくということは、この分署の話に限らず、今後の自分なりの戒めとしてずうっと持ち続けたいというふうに思っております。

それから、草ぼうぼうの件で、これも私の政治姿勢のお尋ねがあったと思います。まず、先ほど申しました草ぼうぼうの状況であったことにつきましては本当に申し訳なく思っております。初めに、お話があったのが5月ということで、私もちょっと最初のいきさつは十分に承知しておりませんが、その後も必ずしも対応が十分ではなかったということでこの辺りは反省すべきと思っております。

一応、今の庁舎の屋根は直してほかのところはほったらかしかというような御指摘ですけれども、そんなこともございません。私も就任前、それから就任後、いろんな方からあそこを直してくれとか、あそこを草を刈ってくれとか、いろんな要望をいただいております。できる限り速やかに対応はさせていただいておりますけれども、いろんな御要望があって、どうしても少ない職員、少ない体制で対応せなあかんということで、なかなか十分に御要望にお応えできない部分もありますけれども、そのところは単なる言い訳にしかありませんので、その辺りは職員一同、昔よく、すぐやる課というような、役場の中にあつたようなこともありましたけれども、できる限りすぐやるかというのを心がけて住民の皆さんの御要望に対応してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

1 番 田中実君。

○1 番（田中 実君）

町長さんには丁寧な御答弁いただきまして、ありがとうございます。

最後に1つだけお願いがありまして、福祉課のコミュニティママの要綱は遡及的適用ですぐに訂正された方がいいと思います。それだけお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてITを活用した通学路の安全対策について質問をさせていただきます。

全国各地で通学中の子供たちが死傷する痛ましい交通事故が発生しており、通学路における安全対策への関心が非常に高まっています。私たちの身の回りでも、子供たちはふだんから田んぼに囲まれた道を歩くことが多く、お友達としゃべりながらじゃれ合っで不意に車道にはみ出したり、予測できない動きをしたりすることがあり、保護者としても自動車の運転手としてもひやっとすることは少なくありません。

また、通勤で職場へ急ぐ自動車が子供たちの歩く横を減速することなく通り過ぎる場面もあり、子供たちの通学は交通事故の危険と常に隣り合わせで、いつ事故が起きてもおかしくない状況で通学をしているのが現状です。子供たちを悲惨な交通事故から守るためにも、安全・安心して通学できる交通環境を早期に実現し、持続可能な通学路における安全対策を確保することが求められています。

警察庁の統計によると、令和3年には歩行中の児童が死傷する交通事故の約4割が登下校中に発生しており、実に168人も児童が死傷をしています。このことから、通学路において通勤等で交通量が多い通学時間帯の安全対策が課題となっています。子供たちのかけがえのない命を守るためには、潜在的な危険箇所を特定し、常に先手を打つ予防型の対策を進めなければなりません。

輪之内町では、平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小・中学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議をし、輪之内町通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関の連携を強化することを目的として輪之内町通学路安全推進会議を設置し、効果的な安全対策の実現を図っています。

これまで各小学校は、夏休み前に通学路における問題点等を保護者の方々に依頼し、夏休み後に各小学校でまとめ、輪之内町通学路安全推進会議に提案をして対策の検討、実施を行っていますが、危険箇所の抽出については各学校関係者の経験や感覚など主観的な判断によるところが大きく、重点的な対策が必要な箇所を判断するには車速や交通量等のデータに基づく客観的な分析が不足している状況で、取組としては限界に来ているように感じます。

そこで、岐阜市の取組を御紹介します。岐阜市は、小学校の通学路の安全対策にビッ

グデータや人工知能（A I）を活用する取組を始めました。本年度は4地区で先行的に進め、来年度からその他の地区に展開をする予定になっています。

先行する4地区では、通学路安全対策ワークショップを年3回開催し、急ブレーキの発生地点、抜け道などの車両走行記録を踏まえたビッグデータの活用や、A Iの活用によって潜在的な危険な場所を表示した地図を掲示して、参加者は対策を講じる順位づけや対策内容を検討し決定するなど、交通事情に精通した地元住民の意見とデジタル技術を合わせた新たな取組を始めています。

話は変わりますが、6月26日に輪之内中学校でA Iを活用した情報モラル研修会が開催されましたので御紹介させていただきます。生徒には、事前に情報モラルチェックシート&アンケートに御協力をしてもらい、その内容をA Iに読ませることで輪之内中学校の生徒がSNSに対してどのような考え方を持っているのかをA Iが分析し、解析した内容を講演でお話をしてもらい、大変よかったと校長先生からお話をいただきましたので御紹介させていただきます。

話は戻りますが、岐阜市と輪之内町では予算の規模も全然違いますので、ビッグデータやA Iの活用に関しては予算的に厳しい部分もあると思いますが、輪之内町に合ったI Tの活用を御検討してはいかがでしょうか。

また、学校運営協議会をもっと活用して、地域の見守り隊の皆さんや登下校で低学年の面倒を見てもらっている6年生に参加をしてもらい、通学路の安全対策のワークショップ等を開催してはいかがでしょうか。教育長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

林議員の御質問、I Tを活用した通学の安全対策についてお答えします。

令和4年度の内閣府調査によると、小学生の死傷事故の80%は通学途中であるという報告があります。輪之内町では、朝の通勤の時間帯に交通渋滞を避けるために細い道や見通しの悪い道に車が多数進入し、減速することなく通り過ぎる様子が見られ、通学路の安全確保は喫緊の課題であると言えます。

そのため、学校での交通安全教室、P T Aによる通学路点検、見守り隊による子供たちの安全のサポート、町の通学路安全推進会議による危険箇所の確認や改善を行っていますが、人の力だけでは限界があります。林議員の御指摘のとおり、I Tを活用することはビッグデータから統計的に危険箇所を特定できるというメリットがあります。

ただ、岐阜市のI T活用の事例は輪之内町の交通事情の実態に合うのか、費用はどれくらいかかるのかなど検討が必要です。また、実際に効果はあったのか、岐阜市の先行事例の結果を見届けたいと思います。

新型コロナの影響で地域活動が停滞している中、地域学校協働活動の一環として新し

い試みに取り組もうとすることは地域活性化の起爆剤になるものと考えます。また、取り組への子供の参画は、持続可能な社会のつくり手の育成としての効果が期待できます。教育委員会としても、こういったチャレンジは大いに応援したいと思います。

以上で、林議員への御質問の答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございました。

教育長には1点再質問をさせていただきます。

私も、岐阜市の基盤整備部の担当者と直接お電話をして意見交換をさせていただきました。その中で感じたことは、まだまだ手探りの段階でこれからだと思いましたが、しっかりと数年先を見据えて取り組まれているなど感じました。

本年度は、ワークショップの体制づくりやノウハウの蓄積を進められるそうですが、私が感じていることはどこの市町でも言えることだと思うのですが、コロナ禍が長く続いた影響で地域の地域力がかなり下がってしまっていることです。

先日7月7日に大藪校区で地区懇談会を開催しましたが、学校の保護者の集まりも20人ほどでなかなか人が集まらないのが現状です。今後、通学路の安全対策のワークショップをみんなでやろうと呼びかけても、これまた人が集まらないのではないかと懸念をしています。

昔は、向こう三軒両隣といった言葉もありましたが、最近はほとんどを聞かなくなり、近所のつながりも少しずつ薄れ、都会的な風潮になってしまっている部分も感じられます。まずは、この下がってしまった地域力をいかに高めていくのが今後の課題だと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

林議員の再質問、下がってしまった地域力をいかに高めるかということについてお答えをします。

先ほどの答弁でも述べましたが、林議員の御指摘のとおり、地域力が低下しているという現状があると思います。ただ、従来どおりのやり方では継続できないというものもあると思いますので、持続可能な形に見直していくことも必要になってくるだろうと思います。ただ、地域の文化や伝統行事のように絶対になくしてはいけないものもあると思います。こういうものについては、しっかりと引き継いでいくことが大切であるというふうに思います。

令和5年6月に閣議決定されました第4期教育振興基本計画というものがあります。この6月に発表されましたが、このコンセプトが2つありまして、その1つ目が2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会のつくり手の育成というのがあります。

そのためには、先ほどの答弁でもちょっと述べましたが、地域活動に子供の参画を積極的に進めることが必要であるというふうに考えています。将来の地域を支える人材を、子供のうちから育成していこうというものであると思います。そうすれば、社会は持続可能なものになっていくというふうに思います。

地域学校協働活動、ここでは熟議を大切にしています。熟議というのは、学校と地域住民で熟慮と議論、これの短縮形が熟議ということになりますが、これを重ねながら課題解決を目指す、そういった対話、これが熟議であるということです。

それから、地域学校協働本部には各方面の代表の方が集まっていますので、熟議を重ねて、時には子供の参画を得ながら地域課題解決のための方策を模索、実行していくということで、地域の活性化につなげていきたいなというふうに思っています。

未来の地域社会をつくるのは、今の子供たちです。ですから、学校でもふるさと教育にさらに力を入れて、ふるさとに愛着を持ち地域に貢献する子供を育てていきたいというふうに考えております。

以上で、御質問の答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

3番 林日出雄君。

○3番(林 日出雄君)

再御答弁ありがとうございます。

今後は、計画的に企業誘致のほうも稼働していきます。それに伴って、交通情勢が変化する交差点も発生しますので、しっかりと対応できる持続可能な通学路の安全対策を地域ぐるみで取り組める体制づくりを応援していきたいと思っております。

恐らく、近隣市町もITを活用した通学路の安全対策を進められる自治体も今後出てくると思いますので、教育長には情報交換をしていただき、他の市町のよいアイデアを、もしありましたら積極的に輪之内町に取り入れていただきたいと思います。

また、先ほど教育長に御答弁いただきました地域の地域力、いま一度見詰め直し、先ほど言われましたように熟議を皆さんと一緒に高めていけるような取組を進めていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(小寺 強君)

暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

端的に質問しますので、答弁をよろしくお願いします。

留守家庭児童教室は、希望者が安心して入室できるように整備してください。この質問であります。

朝倉町長は、所信表明で少子化問題について触れております。平成30年の出生数82人に対し、令和4年の出生数は41人と半減していますと述べ、子ども・子育て政策は、極めて深刻で先送りできない最優先の課題と主張しています。安心して子育てできる環境を整える必要性は、町長と認識を異にするものではありません。

留守家庭教室を希望してもなかなか受け入れてもらえないとの不満が出ています。特に祖父母のいる家庭においてはなおさらです。祖父母が在宅しておれば適切な保護ができる家庭との認識からではないかと推測します。祖父母の健康状態や家庭環境も様々です。

条例では、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、入室することができることになっております。

端的に質問いたしました。答弁をよろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

先ほど浅野進議員からは留守家庭児童教室について御質問がございました。この名称につきましては、今議会初日に名称変更がされておりますので、放課後児童クラブの入室環境整備について、クラブという名前で答弁させていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、就労で親がいない時間帯に子供たちを支援するもので、地域の子供たちに安全な環境とともに、教育的な活動や社会的な交流の機会を提供する重要な施設でございます。

現在、輪之内町放課後児童クラブの設置等に関する条例、施行規則第5条におきまして、クラブの定員は1クラブ30人以内となっておりますが、併せて、教育委員会は、必要があると認めたときはクラブの規模を変更することができるという規定になっております。現在、福東児童クラブでは、通年27名、長期休暇10名の計37名、仁木児童クラブでは、通年18名、長期休暇13名の計31名、大藪児童クラブでは、通年38名、長期休暇23名、計61名をそれぞれ受け入れております。夏休み期間中は、受入れ人数が多くなり、

既存の教室だけでは足りなくなるため、福束と大藪のクラブにおきましては、コミュニティ防災センターを借りて、各地区それぞれ2教室ずつで開室する予定をしております。

御案内のとおり、令和5年6月から放課後児童クラブは業務委託を開始しております。その背景としまして、支援員不足があります。急遽支援員が休んだ場合は、職員が代わって対応することもございました。受入れ人数を増やすには、十分な支援員や空き教室等の施設の確保が必要となります。子供たちの安全性や適切なサポートの提供を保証するためには、適切な人員配置と施設の整備が欠かせません。現状におきましては、希望者全てを受け入れることがなかなか難しい状況でございますが、各家庭の事情を丁寧にヒアリングし、今後、できる限り受入れができる方策を検討してまいりたいと考えております。

地域の子供たちが安心して成長できる環境を提供するため取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で浅野進議員の質問への答弁とさせていただきます。

(5番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

町長、私は少子化問題というのは、留守家庭児童の問題が解決すれば少子化は解決するとは思っておらんです。一つ一つ丁寧に解決していかなければならないのではないかなあというような思いは持っておるんです。

例えば、私も子供を2人育てましたけれども、学校の教育については、お金は大分かかるということは承知しておるんです。例えば教材費があります。小・中学校では教科書は無償ですけれども、漢字ノートや算数セット、絵の具やリコーダーなど数多くの副教材は全て自己負担になっております。高校や大学の場合は、教科書と副教材全て自己負担となります。受験対策用に無数のテキストや問題集、単語集を購入されている学校も最近たくさんあります。高校生の場合、タブレット端末の購入費用が大きな負担になっているということもよく聞いております。また、制服代、体操服代、体育館シューズ代、ランドセルや水着代などの支払いがあります。学校給食費、遠足代、修学旅行代、クラブ活動といった負担も生じております。筆記用具や学習用のノート、こういうことも皆親の負担になっております。

そして、先ほど話題になりました塾に通う子供たちの親も大変な負担です。こういうような問題を一つ一つ解決していかない限りには少子化問題は解決しないのではないかなあとは私思っておるんですけれども、町長の感想はいかがですか。

○議長(小寺 強君)

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

まさしく今浅野議員がおっしゃるとおりかと思います。小・中学校に限らず、保育園も幼稚園も、それからその後、高校も大学も、いろんな意味で、いろんな要素が重なって、やっぱりお金がかかるという、最後はそこに行き着くのかなあというふうに考えております。

少子化対策につきましては、国のほうも異次元の少子化対策ということで様々な取組を検討されておりますけれども、私個人的には、お金がかかる、そういった支援も必要ですけれども、また後ほど少し答弁させていただくつもりでおりますけれども、やっぱり子供がまず増えないことにはいけないということで、子供を産んでいただく施策というのにも必要なあということで、これをやればタイムリーにホームランが打てるという方策はありませんけれども、一つ一つどういった御支援ができるかというようなことは、まさしく保護者の皆さん、関係者の皆さんにお話を聞きながら、一遍に大きなことはできないかもしれませんが、一つ一つ丁寧に対応をさせていただくつもりでおります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

続いて一般質問を行います。

輪之内町の未来を切り開く課題、地域活性化について。

朝倉町長は、「未来につなげる」、子供たちに胸を張って誇れるふるさとへをスローガンに、こんな輪之内を目指すとして、地球に優しい輪之内を目指した環境対策、地域の安全で安心な日常を確保するための地区コミュニティーの共助の強化、出会いから子育てまでライフステージに応じた少子化対策等を掲げ、新たな輪之内町のかじ取りを託されました。

議会初日の所信表明におきましても、デジタル化の推進、少子化への対応、安定した財政運営、環境問題、安全・安心な日常の確保、健康福祉について思いを述べられ、全身全霊取り組んでいく覚悟を示されました。私も同様の思いであり、これからの町政4年間で町の未来を左右するといっても過言ではないと思います。危機感を持って、共に取り組んでいく所存でございます。

輪之内町の未来を切り開く多くの課題について、順次一般質問に上げてまいります。今回は地域活性化について質問をいたします。

3年余りに及ぶコロナ禍により、町のイベントや地域行事が中止や規模縮小となり、町民の町への思い、地域への思いが希薄化し、町及び地域に活力がなくなりました。まずはこれを取り戻し、さらなる向上策を講じなければなりません。

町の活性化策として、町の四大イベントである春の千本桜まつり、初夏のあじさいまつり、夏の納涼ふるさとまつり、秋のふれあいフェスタの完全復活と、今まで以上のパフォーマンス、パワーアップを図る必要があると考えます。

中でも、あじさいまつりは、令和元年の第11回以降開催されておられません。理由として、コロナ禍もありますが、本戸区への依存度が強く、世代交代もあり、担い手不足が大きく影響していると思われます。本戸区の先人たちが築き上げ、輪中堤を生かした町の観光イベントとしても定着化してきたところですが、このままでは存続が危ぶまれます。他のイベントと同様に実行委員会を立ち上げ、町のイベントとして町全体で取り組んでいく必要があると思います。

また、町長は、当選後の新聞取材に対して、公園を増やす環境整備にも言及されております。桜、アジサイの時期にはイベント会場として、ふだんは子供たちの遊び場所や家族の憩いの場として、現在ある中将姫公園を拡張整備してはどうでしょうか。ぜひとも御一考をください。

地域活性化について、町長は、地区コミュニティの共助の強化が大切であると所信表明の中で述べられております。そのとおりであると思いますが、各地区においても、担い手不足や担い手の高齢化、少子化が著しく、共助力も低下してきており、各地区の運営や行事、祭事の継続に支障を来しているのが現状です。

町長のスローガンである「未来につなげる」、自然豊かなすばらしいふるさと輪之内の歴史と伝統を未来の子供たちに確実に引き継いでいくためには、各地区の活動や行事、祭事の広域化を検討する時期に来ていると私は思います。

広域化することで、一つの区や団体で担い切れなくなった活動や事業の継続が可能になります。例えば海松新田のごまんど祭りや四郷神明神社のぞうすい祭りなど、地域に伝わる多くの伝統ある祭事を一地区の祭りとして捉えるのではなく、人的応援など校区等で協力し、従来の地区を中心とした校区や地域の祭りとして意識を共有し、実施していくことがこれからは必要になってくるのではないのでしょうか。

町としても人ごとではなく、未来を見据えた地域のありよう、新しい仕組みづくりを考えていかなければなりません。祭事については、町の大切な伝統文化であることを職員全体でしっかりと再認識し、町民への継承、周知に努め、支援、協力することは言うまでもありません。

また、当町では、現在、地域づくりにつながる地域学校協働活動として、学校、子供たちを核とした校区ごとのコミュニティ・スクールを推進しております。しかしながら、推進員等一部の役員での活動にとどまっており、町民には全くといっていいほど周知されておられません。この活動にそれぞれ単体で現在活動している各区自治会や近隣たすけあいネットワーク、青少年育成町民会議、老人クラブ、子ども会育成会、PTAなどの団体を巻き込み、一体化した協働組織を構築し、校区町民全体で取り組んでいく必要が

あると考えます。

この地域学校協働活動を生かしていくことが重要であり、最善な地域活性化策となるのではないのでしょうか。まずは、町が、地域が活力・元気を取り戻す。このことが輪之内町の未来を切り開く最重要課題であると考えております。地域活性化について、町長の思い、御見解をお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

上野賢二議員からの御質問、地域の活性化についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、また先ほど林議員も言及されておりましたが、地域共助の機運が高まりつつあった矢先、今般のコロナ禍により、3年余りの間、様々な地域活動が中止に追い込まれ、このことにより、今まで地域の住民の皆様が地道に築いてこられた地域コミュニティの醸成機運が大きく後退しております。この何もしない状況が常態化し、各種行事やイベントの目的や開催意義自体が希薄になり、やらなくても生活に影響がないとの考えに傾斜し、規模縮小、または自然消滅してしまうことを最も恐れるところでございます。

ただ、新型コロナが決定打になったとはいえ、それ以前から地域コミュニティの希薄化は懸念されていたように思います。従前から、地域の活動は主に、現在町内に25ある区を中心になされてきております。農事改良組合が両輪で活動し、そのほかに婦人会や敬老会、子ども会などがそれぞれの目的に対応する形で活動を行い、地域のつながりが保たれていたと思います。消防団や女性防火クラブのメンバー選出も、現在区を基本としてやっております。しかしながら、最近では、婦人会や敬老会がなくなった地区も多く、子ども会活動も従前に比べてかなり少なくなっているようです。このメリット、デメリット両方あり、どちらがいいかという断定はなかなかできませんけれども、少なくとも地域住民相互の関わりが減っているのは間違いないところです。このことから、まずはこれまでの何でも各区にお任せという考えを変えないといけないところから検討のスタートに立つ必要があるのではないかというふうに思っております。

一方で、伝統芸能や町民の間に定着したイベントは、一度やめたら復活は困難で、できる限り存続させていかなければなりません。このような状況にありまして、議員御提案の実行委員会方式や広域化を検討すべき時期に来ていると思います。一つの各区単位から広域化し、自分の地域だけでなく、ある程度広げた生活圏域で組織化をするというのも一つかと考えております。

所信表明でも述べましたが、経済活動が新型コロナ前に戻ると同時に、様々な業種で深刻な人手不足にあることが明らかになっております。輪之内町にありましても、多く

の場面で後継者や担い手の不足が言われ、人の確保が喫緊の課題になっております。まずは一人でも多くの町民の皆さんに、できるところから少しでも地域や町の活動に目を向け、興味を持ち、参画していただくことが必要と考えます。そのためには、町の広報媒体などを通じて、行政の取組のみならず、地域や個人の活動についても積極的に情報発信し、一人でも多くの方に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

また、NPOか任意の集まりかは問わず、そうした関心を持ってくださった方々が中心になって地域と連携して活動していただけるような仕組みづくりと、そうした活動に対する支援の在り方を検討してまいります。

以上で上野賢二議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

御答弁いただきました。ほとんど私の考えと相違はないなということを確認いたしました。

具体の策については、町長もこれからだろうというふうに思いますが、あえて私、町の四大イベントと取り上げましたが、多分あじさいまつりは入っていないくて、三大イベントだろうというふうに思っておりますが、このあじさいまつりを町の四大イベントにぜひしていただきたいという思いからそのように言わせていただきましたが、これを何とかしていただきたい。せっかく輪中堤を生かして、桜のあるところにアジサイを植えて、あじさいロードというような、本当に観光地になったというふうに思っておりますが、このところ、3年、4年ですか、祭りが開かれていないということでございますので、ぜひとも、本戸区の皆様方とも話していても、なかなかもう維持していくことが非常に困難というような状況下でありますので、ぜひとも町が介入していただいて、続けていただきたい。

これは、私はもうずっと前から輪中堤というのが輪之内にとって唯一無二の財産である、自然財産であるというふうに思っておりますので、これを生かした施策をこれからも進めていただきたい。今までもいろんな形で提案してきました。あそこに今、丸毛兼利の歴史的なこともやっておりますが、あそこに城郭でも造ったらどうやとか、いろんなことを申し上げてきました。なかなか難しいというようなことでございましたが、できるかできないかじゃないんですね、やるかやらないか、これだろうというふうに思いますので、ぜひとも多岐に向けて検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほど御提案として、行事、祭事等について広域化するというのを申し上げましたが、町長も、25区ある、全てお任せではなく、そういった仕組みづくりも考えていくということでございましたので、積極的にそれを進めていただきたいというふ

うに思います。

それから、地域学校協働活動、これは私も関わっておるわけですが、なかなかその地域に広げていくのは難しい。それぞれの区長であるとか、いろんな役職の方が加わっておるんですが、なかなかそこだけの話合いで先へ進んでいくのが非常に難しい。せっかく、輪之内町には青少年育成とか近隣たすけあいネットワークとかいろんな組織があります。そうしたものを合わせた、町全体でやるんだという仕組みづくり、組織づくりをしていかないと、なかなか人間個々では動けないんですね。組織があると動きやすい。組織頼りになってもいけませんけれども、やっぱり組織がないと人は動けないんですね。個々で、ああ、これをやりたいなあと思っていても、なかなかそういった立場、そういった組織がないと人は動けないということも考えて、まず仕組みづくり、組織づくりを考えてやっていただきたいというふうに思います。

くどいようですが、町、地域が本当に元気にならないと、輪之内町の未来は見えてきません。まず町が先頭を切って、イベント等に、今まで以上のパフォーマンスを出せるように、何か中身を考えてやっていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいとします。そこら辺のところを、町長、再度御質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

まずあじさいまつりにつきましては、私も就任前に職員からなかなか実施が難しいという話を聞きまして、家も近くて、毎年アジサイも見に行っておりましたので、ええ、そんなふうなのというようなことで、正直非常に残念に聞いておった次第でございます。

お話にもございました、なかなか本戸区の方に全てをやっぴりお任せして何もかもやっていただくというのは、確かになかなか難しいのかなあというようなことで、例えば、恐らくあれだけのあじさいロードですので、あそこを何とかしたいねとか、何とかPRしていきたいねという方というのは結構町内にもお見えになるのではないかなというふうに思いますので、まずはそういった方が中心になって、本当にお祭りにするのか、あるいは例えばフォトコンテストをやるとか、そういったことをやっていければなあというふうに思っております。

先ほど組織があつてという上野議員のお話ですけれども、さっきもちょっと答弁させていただいたように、組織がなかなか、昔の組織が今にそのまま活動できる組織でなくなっていることはまずきちっと認識をする必要があると思いますので、私は、当然組織で最終的には動いていただくんですけれども、やっぱりその前にある程度、なかなかキーパーソンという、簡単に言って、簡単に見つかるかどうか分かりませんが、やっぱりある程度キーパーソン、関心のある方、興味のある方というのがあつて、それで

その人が中心になって組織を動かしていくと、口で言うのは簡単ですけども、なかなかそれが難しいから今の地域力がどんどん低下していているということもありますけれども、私は、そういう意味で、組織そのものを否定するつもりもありませんし、先ほどの区を全部任せるつもりはないと言ったんですけど、区をじゃあ全く無視するかという、そんなつもりもありませんけれども、やっぱり何か、今そういう言葉があるのか分かりませんが、地域をよくするのは、昔から若者とばか者とよそ者という、それが通用するか分かりませんが、やっぱりそういう方を探していかないと、恐らく昔ながらの組織にやってくれと言ってもなかなか難しいのが現実かなあというふうに思います。

ですから、その辺のバランスを考えながら、やりたいという人をまず見つけていきたいなあというのが先ほどの答弁でございまして、そこから組織を使って広めていくという流れを、そういった仕組みづくりを考えていきたいというふうに、そのためには、お金の支援というのが必要であれば、そういったところも積極的に支援させていただいて、活動につなげていければというふうに考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

確かに組織というのが今弱体化してきておるのでこういう状況になってきておるといふふうに私も思っておりますが、やっぱり地域地域にも温度差があると思うんですが、強力な、地域にリーダーシップがおると、陰で文句を言いながらも動いていく、ついていくという状況があるんだろうと私は思うんですね。だから、ある程度やっぱり組織は絶対必要で、その中にリーダーシップを取れる人、そういう人をつくっていかないと、恐らく1年ごととか任期ごとで替わっていくような状況であると何にも発展しないと思うんですね。もうずうっと頑張っていただけのような人を、そういった人を探していただく、それも必要だろうと思いますし、町がやっぱりリーダーシップを取ってやらないと、いいわいいわ、地域がそういうことならば仕方がないねということではやっぱり駄目だと思うんですね。まず町のほうがリーダーシップを取ってこういうことをやるんだということをやっぱり地域地域にお話ししていただいて、それを理解していただくということに努めていただくことが一番だろうというふうに私は思っています。

地域というのは、本当に人それぞれ、人任せのことが非常に今は多いものですから、誰かがやってくれればよいというふうな考えが非常に強い。これを何とか打破していかないと地域は盛り上がってこないというふうに思っています。

いずれにしても、町長もこれからだろうと思いますので、地域地域をできるだけ多く回っていただいて、いろんな人の意見を聞きながら町政を進めていっていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（小寺 強君）

2番 大橋慶裕君。

○2番（大橋慶裕君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私からは、人づくりについてお尋ねいたします。

町長は、「未来につなげる」をスローガンに、多くの町民の皆様から御支援をいただきました。

よく資源は人・物・金と言われます。その中で一番肝腎な人について、人づくりについてお尋ねいたします。

私たちは、家庭、学校、地域、友人、知人など、生活の中で触れ合う人々やその環境の中で育ちます。

将来を担う世代の人々や、たくさんの知見を持ち、経験豊かな町民の多くの方々にこれからのまちづくりに参画していただくために、どのように取り組み、まちづくりを進めていかれるのか、新しい町長になられました朝倉町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

大橋慶裕議員からは人づくりについての御質問をいただきましたのでお答えをいたします。

議員が言及されているとおり、経営資源とは人・物・金を、経営とはその再配分を行う行為と言われております。その中でも、人については、最も難しく、かつ最も重要な資源と捉えております。まさしく人材の「材」は、材料の「材」ではなく、財産の「財」であるというわけです。民間企業と自治体とを問わず、よい経営とは、それら財産の「財」をどのように生かしていくのか、将来を担う世代の人々やたくさんの知見を持ち、かつ経験知の高い人々にまちづくりにいかに参加していただくかに尽きるものと考えております。

まず、たくさんの知見を持ち、かつ経験知の高い人たちの参加を促す方法として、我が国では、先進事例としてしばしば挙げられておりますのはアドバイザーリーボード、日本語に訳しますと諮問委員会となりますけれども、その設置という方法がございます。これは、事案ごとに諮問機関を設置し、その事案に造詣の深い人に参加していただくという方法で、柔軟に幅広い意見を求めることができるという利点がございます。

次に、若い世代の方々の参加を促すこととございます。若者向けのプログラムやイベントを実施することにより、その意見や提案を積極的に受け入れ、若者が主体的にまちづくりに関われる機会を創出しなければなりません。これには、地域の子供たちの参画

はもとより、この地域の大学ともコラボレーションをしながら進めていきたいと考えております。また、若者とのコミュニケーションを円滑にするため、そのツールとしてSNSやオンラインプラットフォームの活用を検討するなど、物が言いやすい環境の整備に努めてまいります。

もとより町が行おうとする様々な計画が魅力的なもので、熱い思いが籠もっていれば、多くの人を引きつけることができますが、そこには行政としての調整力、言わばコーディネート力が求められます。そのため、職員一人一人のスキルアップを図るため、定期的な研修や専門家との交流の機会を設けるなど、職員の成長を促す環境整備を図ってまいります。

繰り返しになりますが、町の発展にとって人材の育成や参画は極めて重要な要素であり、以上の考え方を基に、今後、具体的な施策を検討してまいりたいと考えております。

以上で大橋慶裕議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

2番 大橋慶裕君。

○2番（大橋慶裕君）

町長が初登庁されたときに職員に対して訓示されたと思いますけど、私も新聞のほうで拝読いたしまして、自分の今携わっている仕事に対して職員の皆様が疑問を持ち、改めてその課題や問題点など、各自そういう問題意識を持ちながら仕事に取り組んでいたのだきたいという訓示だったと思いますけれども、大変すばらしい訓示だったと思います。

職員さんの人材育成も、今現在、様々な講習なりですとか、交流とかをしていただきまして取り組んでいらっしゃると思うんですけれども、町長、新しくなられまして、まずは、御答弁にもありましたが、町民の皆様、関係機関の皆様の御意見、意見交換の場を、まずどのようにお持ちになるお考えなのか。例えば町長室に来ていただきたいとか、また町長のほうからどこかの機会に訪問する、そういうイベントといいますか、そういうところにお邪魔するとか、どのようなお考えなのかをまず。

それと、人づくり、地域づくり、全部、選挙のほうも、私も5月の改選で当選させていただきましたけれども、投票率が全国的に見ても毎年下がりがつあります。まず政治にといいますか、まちづくりに関して町民の皆様が関心を持っていただく最も大事な選挙だと思っておりますので、まず投票率をどのようにして向上、皆さんが投票所に行つて投票していただけるのかと、そのことに関してもお尋ねいたします。

あと、また提案ですけれども、輪之内中学校のほうで、能力向上というわけではないんですけれども、防災士の資格取得であったり、英検の助成とかをされていらっしゃると思います。それについて、そういう、せっかく資格をお持ちですので、今年も防災訓練がある

とお伺いしましたので、中学生に限らず、今まで防災士の取得をされました高校生の方もぜひ参加していただけるような防災訓練にできればなあというふうに思っております。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

3点御質問いただきました。

まず意見交換の方法ということですが、私も選挙に当たって、開かれた町政、これは役場の外中両方であれですが、開かれた町政ということで、町民の皆さん方と積極的に意見交換をさせていただきたいということでお話しさせていただきました。

実際、就任して3週間になるわけですが、今は結構たくさん来客いただいて、そういった方々といろいろお話しさせていただいておりますが、なかなか外へ出ていく機会がまだ、ちょっと時間が取れませんのであれですが、秋以降、時間がある程度余裕があれば、できるだけ、形式張った会議とか討論会とかということよりは、少しずつ小さな集まりに顔を出させていただいて、本当に膝詰めでお話ができるような形で少しずつ出させていただければなあというふうに思っております。

それから、投票率のアップ方法ですけど、なかなかこれも本当に全国的な問題でして、難しいところですが、やはり若い人、特に今は18歳から投票ができるということで、18、19の方にまずは投票へ行ってもらって、その人たちが、ああ、投票面白いねということになれば二十歳になっても25になっても行ってくれると思うんです。18、19で選挙へ行かないと、ああ、行かなくてもいいもんやというふうに終わっちゃいますので、やはりそういう政治教育というか、今、学校のほうではなかなか、中立的、中立を求めてそういう政治教育という、公民権教育というような、ちょっとやられていないのかもしれないですけど、やはり投票に行こうね、選挙に行こうね、政治に関心を持とうねというところから少しずつ若年層の投票率をアップしていく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、防災士の関係ですが、輪之内、本当に防災士の先進町でありまして、非常に、まだ直接お話ししたことないんですけど、職員から聞くと、みんな非常に防災、資格を取って、やる気になっていただいておりますと、何かやることないのというふうな思いをみんな持っていただいておりますので、一応11月に町の防災訓練を予定しているんですけど、そのときに防災士に活動していただけるように、事前に勉強会とか研修会をやって、防災訓練は防災士がいっぱい何かやってくれるという、そういうようなことを今予定しておりますので、そういった訓練だけではないですけど、本番に向けて常に動いていただけるような研修なんかは継続的に続けていきたいというふうに考えております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

2番 大橋慶裕君。

○2番（大橋慶裕君）

町長も秋以降になったら時間がつくれるかもしれないということで、ぜひ多くの皆様とお話しいただきまして、熱意を持った方も当然おられます。そういった方をいかに増やしていくのが今後のまちづくりに参画していくためには僕は大変重要だと思っておりますので、まずは皆様、町民の皆さんはどのような情熱、熱意を持ってみえるのか、そういう方がいかに参画していただけるのかということをもまず探していただきたいなと思っております。

あと、投票率の向上ですけれども、やはり楽しくないとなかなか人は継続して自ら進んで行動はしないと思いますので、小さい頃から、お子さん連れとか、親のほうの方も投票に行きましたかとか、一緒に行くとか、また、実際ちょっとこれはいいかどうか分かりませんが、ごみ袋といますか、可燃ごみとか、ああいうのもできれば何とかして来ていただいた方には提供できるというようなことも考えられたらなあと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

6月の定例会開催が選挙等の関係で7月開催となりました。田植も終わり、緑が目に見え込んできます。一方、梅雨末期の大雨で九州地方や山陰地方では激甚災害が発生し、お見舞いを申し上げたいと思います。

また、朝倉町長、御当選おめでとうございます。16年ぶりに新町長を迎え、私たち町民も大きな期待をいたしております。また、木野隆之前町長さんには、多くのことを学ばせていただき、輪之内町の発展に大きく貢献されましたこと、大変ありがたく思っております。ありがとうございました。

さて、私も皆様方の温かい大きな応援をいただき、厚かましくも7期目の当選をさせていただきました。長年の経験と皆様方の御意見を真摯にお聞きし、反映させていきたいと思っております。

いつもどおりですが、選挙期間中に事務所に多くのお話をいただきましたので、その質問の中で一、二点質問させていただきたいと思っております。

一番多かったのは、大吉新田地内に建設中の防災拠点について、どのようなものがあるのかという質問でした。2つ目には、松内、また本郷地区にあります巨大なコンクリートは何でしょうかという質問でした。いずれにしても、工事があまり進んで

いないため、よく理解できていない。私なりにお答えはしましたが、改めて御答弁をください。

2番目、町制70周年を迎えるに当たってということです。

町長の所信表明にもありましたが、輪之内町を知る上で、先人たちが水との闘いで大変な苦勞された上で今の繁栄があると述べられ、そうした先人の苦勞に恥じないよう、子供たちに胸を張って誇れるふるさと輪之内町へと決意を延べられておられます。

輪之内町は、来年で70周年を迎えます。町制35周年記念事業として、当時有名なダ・カーポさんによる「緑きらめく町」の製作、平成10年10月に、薩摩義士の遺徳をしのび、「洗堰に日は昇る」という創作劇をつくりました。今では全く耳にしなくなりましたが、この機会に、歌のリニューアル、また輪之内町を語る上で最も大事な一つの薩摩義士の再演、またはアニメ化をして、広く子供たちや町外から移住していただいた皆さんにも知っていただき、後世につなげる大事な文化、歴史であると思っております。町長さんのお考えをお聞きします。

3番目、少子化対策と学校教育について。

所信表明でも急速に進む少子化への対応を述べられておられますが、当町におきましても、出生者数、令和元年67人、令和2年64人、令和3年46人、この内訳は、仁木校下13人、福東校下10人、大藪校下23人、また令和4年におきましては45人、仁木校下におきましては11人、福東校下におきましては9人、大藪校下におきましては25人、合計特殊出生率も令和4年は0.96で、全国と比べて0.3ポイントも低い状況で最優先の課題であります。

国も児童手当、福祉等多くの支援を打ち出しておりますが、一過性、要は目先のものが多く、子供を育てる前に、結婚、不妊治療や妊婦健診への理解を深め、強力に支援することが大事だと思っております。特に不妊治療は、大きな負担、金銭的にも身体的にもかかると聞いております。町長のお考えをお尋ねいたします。

また、学校教育においても、教育の質の向上や小中一貫の義務教育学校、学校の形態も変わってくると思います。これから近い将来に来る事態に備え、学校統合か、小規模学校のよさを生かした学校づくりか、活力ある学校づくりについて、町長、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。以上です。お願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

田中政治議員からは3つの御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

1点目の選挙期間中に事務所に多く寄せられた質問中、大吉新田地内に建設中の防災拠点について、どのようなものがいつ頃できるのかという御質問でございます。

まず建屋につきましては、指令室機能を備えた水防活動拠点施設、水防倉庫、住民の

避難所となる避難所施設、そしてマンホールトイレを建設予定でございます。また、ふだん使いをするため、災害時の駐車場広場を兼用するクレートコートサッカーグラウンドや消防団の訓練場を整備しようとする計画でございます。

完成につきましては、昨年度、西幹線道路から拠点までの取付け道路の施工を始めておりますが、現時点での完成予定年度は令和7年度の完成を目指しております。

しかしながら、限られた財源で執行しなければならないことから、過度な材料、材質、またぜいたくな設備導入を避けるべく、詳細設計段階から十分な検討を重ねるとともに、補助金、町債等の採択に努めなければなりません。不採択となった場合には、工事期間の延伸もあり得るものと考えております。

次に、2点目の松内・本郷地内にある巨大なコンクリートという住民からの質問についてお答えをいたします。

田中議員からもお答えをさせていただいたとのことで、誠にありがとうございます。

松内取付け道路は、揖斐川堤防道路と県道安八・平田線をつなぐ道路として令和元年度に事業着手をしております。現在までにボックスカルバートを設置し、昨年8月には計画道路の概要案内看板を現地に設置しております。

工事施工期間につきましては、国、県、公安委員会との協議が必要なため、令和8年度の完成を目標として鋭意進めているところでございます。

今年度の工事が完了しますと道路形状が見えてくる形になります。松内取付け道路は町南部地域の広域幹線道路として位置づけておりますので、今後とも事業への御理解、御協力をお願いいたします。

次に、2点目、町制70周年を迎えるに当たっての考えについてお答えをいたします。

昭和29年4月に1町2村が合併して輪之内町が発足してから、来年4月で70周年を迎えることとなります。この間、議員御指摘のとおり、平成元年の町制35周年には、ダ・カーポの「緑きらめく町」に加え、「たんぼぼ音頭」と「新輪之内音頭」の3曲が制作され、町民の皆様にも親しまれてきたところでございます。また、10年前、60周年記念事業におきましては、町の新しい曲として「いつまでも輪之内」が発表されたことは記憶に新しいところでございます。

町制70周年の記念事業の内容につきましては、あまり時間もございませんが、これからいろいろな方の御意見をお伺いしながら詰めていくこととなりますが、そもそも周年事業の意味合いとは、過去を振り返り未来を想像するための機会であると思っております。そのため、まずは先人たちの水との闘いという苦労があつて今の輪之内の繁栄があるということをしちんと後世に伝えていきたいと考えております。

一方で、少子高齢化や地球温暖化、ウイズコロナといった不確定で先の見えない時代にあつて、小さな輪之内町にあつても、デジタル化により一瞬で世界とつながる、そういう時代であるということ意識しながら、何を子供たちにメッセージとして残すべき

かを念頭に事業計画を立案してまいりたいと考えております。

次に、3点目、少子化対策と学校教育についての御質問にお答えをいたします。

所信表明でもお話ししましたが、今後の取組に当たっては、まずは子供たちを産むスタートとして男女に出会いの場を提供すること、さらに国、県と連携を取りながら、不妊治療や妊婦健診への助成を考えております。そして、その後のステージごとの各種支援など、これまでの助成制度の利用状況などを踏まえ、総合的な観点で議論を進め、未来への投資としてどんな施策が有効かを判断しながら果敢に進めてまいりたいと考えております。

このうち、議員からは特に不妊治療についての言及がございました。今まで不妊治療につきましては、各自治体個別の助成制度を設けその対応に当たってきた経緯がございますが、その内容は自治体によってばらつきがありました。そこで、昨年度から厚生労働省では、不妊治療を保険適用案件とするよう制度改正がなされ、いわゆる国の施策においてセーフティーネットを強化した経緯がございます。これも国の少子化に対する危機感の表れであり、ようやく本腰を入れてきたと思慮しております。

子供を産み育てたいと切望する方にとって子供を授けられないということは、金銭的、身体的、精神的に相当な重圧でございます。今後は、こうした方々の御意見も伺いながら、現在では岐阜県での単独助成制度もありますので、その制度と併せて、包括的な助成制度の充実に努めてまいります。

最後に、学校教育の将来についてお答えをいたします。

少子高齢化は、日本における重大な問題として、特に急速に加速している現状がございます。輪之内町におきましても、小・中学校の児童・生徒数について直近10年間の推移を見ますと、平成24年度の920人が令和5年度では756人と17.8%の減少となっており、今後も減少傾向が続くものと考えております。

その上で、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置、これは学校統廃合についてでございますが、基本的には、学校規模適正化の検討は児童・生徒の教育条件をよりよくする目的で行うべきものと考えております。学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校のよさを生かした学校づくりを行うか。活力ある学校づくりをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づき判断すべきものと考えております。

今日、全国的な流れとして、少子化に伴い、学校の小規模化が急速に進んでおります。学校の小規模化についての影響は、クラス替えできず、人間関係が固定化することや、誰かと争ったり切磋琢磨する機会が少ないことから、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいことなどが上げられます。

一方で、少人数であることを生かし、外国語の指導や実技指導等教育活動が徹底され、個別指導・繰り返し指導の徹底により学習内容が定着するなど、児童・生徒一人一人に対して目が行き届くため個々の学習面の苦手箇所の把握がしやすく、早期にウイークポ

イントを解決することができます。小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような小規模校を存続させる方策も考えられます。

今後、将来を担う子供たちにとってよりよい教育条件や最適な教育環境を整備していく必要がありますが、統廃合がもたらす地域コミュニティへの影響も相当程度考慮する必要があります。将来の輪之内町のまちづくりと併せ、その在り方を慎重に模索してまいります。

以上で私の田中政治議員の御質問への答弁とさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

田中政治議員の御質問、活力ある学校づくりについてお答えをします。

令和3年版の文科省教育統計によりますと、先進諸国の小・中学校の1学級の人数は約20人ほどです。日本は、OECD加盟国の中で小学校、中学校ともに2番目に多い人数となっておりますが、輪之内町の場合、おおむね理想的であると言えます。したがって、昨年9月の第3回定例町議会の答弁のとおり、当面は小規模校のメリットを最大限に生かした教育を推進していくことで活力ある学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

昨年10月の定例教育委員会においても小・中学校の統廃合について話し合い、答弁内容と同様の考えで一致をしております。ただし、いずれは学校統合、統廃合を検討する時期が来るかもしれないということで、その判断の目安について話し合いました。

令和3年度に統合した関ヶ原町、令和6年度統合予定の大垣市上石津地区や海津市旧海津町では、複式学級が存在する学校がありました。複式学級は一般的に教育上の課題が大きいため、複式学級解消が学校統合の一つの理由となります。輪之内町の場合、大きな転出がなければ、出生数からいって少なくとも今後7年間は複式学級が発生する心配はありませんが、複式学級が存在する規模になることが予想される時期を検討委員会立ち上げの判断の目安とするということを確認し合いました。

また、大垣市上石津地区では地元連合自治会からの学校統合の要望書が提出されましたが、このように地域住民の声が上がった場合も判断の目安となるということも確認し合いました。

少子化の大きな流れの中で、学校の統廃合は避けては通れないかもしれませんが、しかし、学校は地域のコミュニティであり、子供たちが地域と関わり、愛着を育む場でもあります。ですから、学校の統廃合は行政単独で進めるのではなく、行政や学校、保護者や地域住民が意見を出し合うプロセスを大切にしていくことが不可欠であると考えます。

状況は絶えず変化しています。当面は小規模校のメリットを最大限に生かした教育を

推進していきながらも、毎年の出生数を考慮しながら、活力ある学校づくりを進めるためにはどうすればよいか、教育委員会や総合教育会議で継続審議していきたいと思えます。

以上で田中政治議員への御質問の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

御答弁いただきました。

9月にこの件については少し触れておりますので、大体想像どおりの御答弁を教育長からはいただいたというふうに思っておりますが、教育長は、9月のときも少人数学級を進めるんだと、これが一番、今御答弁いただいたとおり、人数規模もベストだというふうに受け止めていいような御発言だったと私は思うんですが、先ほど最初の全文通告の中でも触れましたように、例えば福東小学校さんでは学年も1桁に近いんですよ。仁木小学校も本当に1桁に近い2桁、それが6年間持ち上がっていても、それが少人数学級としてすばらしいメリットが生かされたものか。それよりも、複式学級とかいろんな方法があるといっておみえになるんですが、その前に統合を進めながら、それ自体は避けたいという、一方ではお考えを述べておられますが、私いろいろ思っておりますが、まずおっしゃっておった統合するデメリット、これは学校と地域の関係が希薄化すると、通学区域が拡大して、これはもう歩いては行けなくなって、スクールバス構想がここに当然ついてくるであろうと思われまます。そうすると足腰が弱い子供になってしまうというのが9月のときに、多分教育長さんからお聞きした部分の中に、スクールバスで行くとちょっと体力的に弱い子供たちが多くなるということでしたけれども、それなら学校に近い子供はみんな足腰弱いんですかね。遠いところから、例えば仁木でいえば柿内・本郷とか中郷の遠いところから来る子は足が強いけれども、小学校の周りの海松の子供たちは、そんなひ弱な子やとは私は思っておりませんし、特に海松地区においては、昔から走らせたなら海松が一番というぐらい早い、そういった健脚の子供たちがたくさんおったような記憶があるんですが、教育長は、これはあえてそういうふうに触れられております。

そして、夏、冬、春・秋はいいですが、夏でも子供たちが、遠いところの子供は顔を真っ赤にして、もう本当にかわいそう。冬やと手がはじかんでしまっって、もう本当に寒そうに、低学年の子供の姿を見ておると乗せていってやりたいなというような思いに感じるのは私だけではないと思えます。そういった意味においても、やっぱりスクールバス構想を、これから先を見据えた上の、当面は今のまんまでええと思うんですが、すぐにはできません。やっぱり地域の考えもよく聞かなあかんし、やっぱり皆さんの、父兄

の方、行政、全てがそれに対して一丸となって取り組まなくてはできない、当然の事業だと私も思っておりますので、すぐではないんですが、もう近い将来、もう見えてしまっているの、それについてどうでしょうかということを私は言うておるわけであって、当面やりますよ、この人数はいいですよなんていうようなことを僕は聞きたいわけではございません。

学校統合すれば、今言いましたデメリットもありますが、メリットでは、運動会とか、要するに団体競技、それから修学旅行の、こういった集団行動、いろんなことにおいていろんな取組が、子供たちの中でもできますし、切磋琢磨という言葉もこの中から当然生まれてきます。夏休みになる前に今プールが盛んに行われておるんですが、せんだつても、私たちの子供の小さい時分は赤帽で、ちょっと泳げるようになったら白帽になった。少し泳げるようになったら赤線1本、2本、3本、一番うまいやつは黒帽か、黒線を入れて誇らしげに、一生懸命。それで泳げない子に教えてやったり、そうやってやっぱり競争心が結構あっていいんですが、今は本当に泳げるのか泳げないのか分からんぐらいの時間数で、10時間ぐらいと聞いておりましたけれども、それでは何かあったときに自分の身も守れませんよ。

なら、あれですかね、暑いからやらないというんやったら、夏休みは子供たちはどこも行きませんか。親に連れられて行くやつはいいんですかね。いろいろなところへ出かけますよ。夏休みこそ、社会の空気に触れながら、家族と一緒にあって、健康づくりも勉強も、暑いから学校へ来んでもええで、好きな時間にやって勉強しましょうよ、それが夏休みの本来の、昔の考え方もかもしれませんけど、私はそう思っております。

長屋教育長のお話は9月に聞いたときと全く同じで、先を見据えたこと、10年先を見据えたら、もう1桁、仁木小学校でも60人、70人という数字が見えているんですわ。それについてどうなんだろうなあと。

それについて、町長からも、統廃合、廃合という言葉は駄目ですね。統合ですね、それでもって、それで3小学校、すばらしい、せんだつても委員会で見せていただきましたけれども、もう大規模改修も耐震もできておって、これはすばらしい、3小学校とも、どこの学校に行ってもすばらしかった。そのすばらしい校舎を、環境を維持していくためにどんだけのお金が要るんかと、それを1つにまとめたときにどのぐらいの効果が逆にあるんか。それに対する、まとめたことによって、今の交通関係にしろ何にしろ、ほかとは違った形で増えると思うんですが、少なからずとも、先生の数とか、いろんな子供に対する、接する人の機会、人も増えてくると思うんですが、それを、子供に質のいい教育を提供できるんじゃないですかね。

そういうことを、やっぱり後回し後回し、先延ばしにするということよりも、もう既に目の前に数字が出そろってしまって、大垣市、それから海津市も、大垣市においては上石津町のほうですね。そちらのほうではもう学校統合が始まって、もう既にそういう

状況になっていると。

だから、近隣を見ても全国を見ても、そういう傾向についてどうなんやということ、いいこと悪いことも含めて、もうわざわざ勉強しに行かなくても分かっておるかなあと、そういう状況になると思うんですが、輪之内町も御多分に漏れずそういうことだと私は思っております。

そんな中で、浮いた経費を子供たちに使う。給食費もそうでしょう。先ほど来から議員から質問が出ておる塾に対する考え方、いろんなことについて、学校教育に対して皆さんに、町外から眺められたときに、いや、輪之内町はいろんなものを支援してくれて、やっぱり教育環境はすばらしいなあと saying いただけるような環境づくりをそういったところからも進めていく必要があるのではないかと。いたずらに3つの学校を維持しながらどうだといって胸を張っておっても、それはあんまり私は、先があるのかないのかはつきり私も分かりませんが、どうかなあというふうに思っております。

そんなことについて、再度になりますけれども、別に教育長に対して盾突くわけじゃありませんが、どうも考え方がちょっと、今の現状認識はかなりすばらしいと思うんですが、先の見えてしまっている部分については全く、このまま行ったら、生徒数がぼこんと増えてくる状況があれば別ですよ。けれども、このままやったら恐らく輪之内の人口そのものも減るでしょうし、やっぱり学校、教育、いろんなことについても弊害が起きてくるのやないかなあということで、そういうことについて少し、短くて結構ですので、御答弁をいただきたいと思っております。

それから、次に70周年の関係。これは町長さんがおっしゃったとおりであると思うんです。でも、その60周年のときに、何か今言われましたね、何たらをやったよと。私全く記憶がないんですわ。60周年記念にやった、その歌があったのかなかったのか分かりませんが、全く本当に抜けてしまっているんで申し訳ないんですが、そんだけ印象がないんです。

ただ、35周年のときのダ・カーポさんの「緑きらめく町」は、かなりいろんな意味において私たちの心の中に爽やかな歌声が響き渡り、10時、3時のときには庁舎内でもメロディーが軽やかに流れたり、やっぱりそういった意味で職員の皆さんにもリフレッシュ効果があったのではないかなあと思うんですが、最近役場へ来ても、何かみんな一生懸命下向いてはござるけど、おまえら元気ないなあなんていうようなことも、私は議員ですので大きな声でさえずっておりますが、そういった意味においても、そういう記念事業にかこつけて、やっぱり職員の皆さんの環境も改善したり、町民の皆さんにも、70年を迎えて、また生まれ変わって頑張っていきましょうねという、やっぱり勢いをつけるような記念事業、リニューアルも結構でしょう。丸毛兼利に1,000万近い、アニメでお金を使うぐらいなら、私の中ではやっぱり薩摩義士さんの遺徳をしのびながら、今の輪之内が何であるのやと、こういうことですよということも、やっぱり劇にできな

ったらアニメで、各小学校持ち回りで1年に2回ぐらいは記念の日に皆さんで見ただいたり、話し合っていたといたくというのも、やっぱり自分のふるさとを知るという上では結構有効ではなかろうかというふうに思っております。

そしてから、最初の、前後しましたけれども、防災拠点の関係は、いろんな多目的な目的を今述べられておるんですが、なかなか、それは本当にできるのかなあと。予算的なことも当然あるんですが、今までを見ているとなかなか動きが悪過ぎて、どうなってしまっておるんやろうと。

それから、今のもう一つのコンクリート、アンダーパスですね。アンダーパスも、何やあれと、私は北朝鮮のミサイルが飛んでくるで防空ごうやと冗談を初めは言っておりましたがけれども、やっぱりあそこに道を造ること自体に何の意味があったのかなあと。私、執行権の侵害になりますのでこれ以上のことは言いませんけれども、そのとき、提案されたときにそこまでの説明はなかったと思ったんです。建設が予算の中で一つずつ流れていってしまって、それがいざ執行になったら、何、こんなことになっているの、何あれというようなことになってしまって、私たちの勉強不足がそこにあったのかなということをおおきく反省はしておるんですが、あそこに造ったからといって、費用対効果の中で、どんだけの人がああ道を通って今尾橋へ行かれるかとか、そういうことはやる前に恐らく検討はされておると思うんですが、そういう検討データというのがありますかね。

それから、ラウンドアバウトシステムについても、三差路にラウンドアバウトって要るのかなあと、右へ回ったかったら右にウインカーを出せば回れるし、左なら左へ回るので、真ん中に大きな障害物をわざわざ造って車を回す必要はあるのかと。そんでもって、まだ東べたのほうへ用地まで取得したと。このときに私、もうここまで来ておるので反対はしませんでした、今でも私の中では大きな疑問です。

それをやっぱり選挙のときに、あれは何、これは何と言わしたときに、そういうやっぱり答えをせないかんという中で、非常に苦しかった。そこについても、やはりもう少し分かりやすく、何であそこにあの道が要って、ラウンドアバウトが何で要って、それなら着工は元年なんで、なかなかあの道、買収して、運用までにこぎ着けられへん大きな理由は何やろうと。そういうことも含めて建設課長からその部分については御答弁をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

非常に多岐にわたって御質問いただきましたので、ちょっと順次お答えをしていきたいというふうに思います。

少人数学級の少人数指導によるよさにつきましては、先般、各学校を施設訪問してい

ただきまして、その場においてある程度御理解をいただけているんじゃないかなあというふうには私は思っております。

あと、近隣の海津市、それから大垣市の例なんでありますけれども、田中議員御指摘のとおりになかなかすぐには統合はできませんということで、大垣市の場合は、地元住民からの統合の要望があったのが、来年度、令和6年度開校なので、そこから見ると4年前に、令和2年に出ております。令和3年に在り方委員会みたいなものが立ち上がりまして令和6年を迎えるということで、4年越しの計画で行っています。海津に至りましては7年前に検討委員会が立ち上がりまして、統合準備委員会は3年前と、6年開校から遡ってですけれども、ということで、7年越しで計画を行っています。ということで、非常に時間がかかることでもありますので、先を見据えて長期的に展望を考えていくことは、非常に私も大事なことであるというふうに思っております。

それで、あとは先ほど述べました複式学級がという話、あるいは地域の住民から声が上がったらというのを、一つの、これはあくまで目安でありますので、先ほども述べましたように、教育委員会とか総合教育会議で十分話し合いをしながら、それにこだわらず、やっぱりこれは統合のほうがメリットがあるということであれば、早急に検討委員会を立ち上げて取り組んでいく用意はあるということでもあります。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

私のほうからは、70周年の記念事業ということで、先ほど田中議員が言われたダ・カーポの歌が、35周年でつくった歌が職員にとって非常にリフレッシュになったというようなお話でございまして、ちょっとそういう効果というのは私も承知しておりませんが、ちなみに先ほどの60周年のときは、「いつまでも輪之内」という新曲が発表されたんですけど、ちょっと揚げ足を取るようなことで申し訳ございませんが、やはり田中議員も、言い方は悪いですけど、その程度の御認識ということで、やはりいろいろつくったりするのはある意味簡単なんですけれども、つくった以上はやっぱり広く知っていただいて、いろんなところで歌っていただくとか使っていただくとかという、やっぱりそっちのほうの方がむしろ難しいと思いますので、具体的に何かつくるのか、何かリニューアルするとか、今ここではお答えできませんけれども、やはりやるに当たって、70周年で何かこういう、本当にこういうことで記念事業をやってよかったねという、あとで本当に町民の皆さんに思っていただけのようなものにせないかなんと思っていますので、それが歌なのか、今の町の鳥とか花とかそういうものになるのか、ちょっとその辺りは、先ほども答弁させていただいたように、これからいろんな方の御意見を伺いながら考えていきたいというふうに考えております。

それから、防災拠点ですけれども、先ほど答弁でも述べましたが、今の時点では先ほ

どの施設を考えておりますが、これは補助、なかなか金額がかさむものですから、補助、あるいは起債を当然頼りにしていかないかんわけですけれども、なかなか、いろいろ今事務的に詰めてはおるんですけれども、補助とか起債が当然つくという状況ではないような話も聞こえてきております。

財源次第で、先ほど申しました、期限も延びますし、内容もあるいは見直しをしていかないかんかもしれませんけれども、その辺り、いずれにしましても、これも先ほどの70周年と一緒に、造って、1年365日、台風が来なそのままほかっておくと、そういうものにしては駄目だと思いますんで、造った以上は、例えば年間100日でも150日でも何かかんか使っていただいて、町民の方に利用していただけると、やっぱりそういうものにしなないといけないものですから、その辺り、こういったものが欲しいとかこういったものを造るといいねという、その辺りの御意見はまた町民の皆さんにいろいろお聞きしながら、使っていただけるものをできるだけ安く造ってまいりたいと思いますんで、またその辺りは議員の皆様方にもいろいろ教をいただきながら、御協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、御質問のございましたラウンドアバウトの件につきまして回答いたします。

まず交通量でございますが、交通センサスによります松内取付け道路、今現在造っております道路の推定の24時間交通量としましては、松内取付け道路ができました暁には、その道路を堤防道路から県道側に、東に向かって通る車が2,468台、逆に東側の県道から堤防に上がる車になりますが、そちらの推定の24時間交通量としましては2,711台ということで計算がされております。

松内道路の経緯でございますが、こちらの道路につきましては、平成20年以前より、一番南の県道安八・海津線と堤防の道路、今尾・大垣線のほうとの接続道路の新設について、大垣土木事務所のほうに20年以前より要望をしてきております経緯がございます。

必要性としましては、広域の連絡軸としまして、県道の安八・海津線から県道今尾・大垣線を経由した海津市とのアクセス道路となりまして、安八・海津線の骨格幹線機能の付け替えを担う路線であります。安八・海津線の狭小部を回避する道路となっております、町南部地区からの堤防への避難アクセス路ともなり得るということで考えております。

ラウンドアバウトの交差点につきましては、今、全国の40都道府県、140か所で整備をされております。国土交通省や警察庁においても推進をされておるところでございます、三差路の交差点になりますが、新設の交差点ということで、事故の発生も懸念されます。しかしながら、信号の設置といたしますと、ちょっと通行の車両の数的にも信号

設置は困難でございますので、ラウンドアバウト交差点を設置することによって交通の安全が図られるということで、設置のほうを検討したという経過でございます。以上です。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

一番分かりええところから、今の建設課長の話ですと、1日24時間で大体、上がっていく車、下りてくる車で5,100台ぐらい動くんだということですが、1分間に3台も車は走っておりますかね、下の道路でも。そんなに、私あの近くで田んぼをようけ作っておるんやけど、そんなに車で私、横断できんほど難しいことはほぼほぼありませんに。それで、また堤防へ上がっていく車が2,700台と、かなりの数字を並べておみえになるんやけど、本当にこれは誰が調べたか知らんけれども、あんまり信用できませんわ、この数字。現状と、何やったら一遍やってみて、私パチパチ持って行って勘定してもええけど、とてもこんな数字出ませんよ。24時間、夜になったら全く車みたいなのほぼほぼ通れへんので、昼間やったらもっと密度高く走ってくれんと、なかなか。あそこに松岡課長がお見えですけれども、多分そんだけ車は走っておらんと私は思っておるんですが、それはいいですわ。

数字として上げられたのでいいんですが、三差路にすると交通事故が多くなるというのは、それはちょっと認識が違いませんか。三差路やろうが四差路やろうが五差路やろうが、見通しのええところでもぶつかる、かえって見通しのええところのほうがようぶつかったりして、そういう三差路にしたから、ラウンドアバウトにしたからと、ラウンドアバウトにするということは真ん中に障害物を置くということですよ。流れを止めるというだけのことで、あれは。ああいう真っすぐな直線道路で北進、南進する場合に、真ん中に障害物を造ってわざわざ流れを止める必要があるのかどうか。

そこら辺にラウンドアバウトというものの性格が、安八のスマートインターの前にありますよね。あれは多分、私も何回か、本当によく使うんですが、なかなか有効的な、信号も要らんし、注意喚起もしながら回っていくのでいいなあとも思っているんですが、三差路においては、右へ行きたかったら右へ行けばええんですし、左へ行きたかったら左へ行けばええのやで、あんなぐいと真ん中に大きな障害物を置いて回らんなんその理由が、交通事故にならんとかなるとかそういう、かえって交通の邪魔になるんじゃないですかね、そういうの置いて。私はそういう観点で、非常に金かけてやるだけの意味がなかったら、今からでもラウンドアバウトをやめてもらいたいぐらいの気持ちですわ、はっきり言って。

それから、70周年の関係。これはこれから考えていただくということで、時間はそう

あらへんと思うんですが、やっぱり一応年数は二、三年余分にかかっても、70周年記念を皮切りに、そういった町のいろんなそういうものに対する考え方をリフレッシュして、温故知新ですね。町長さん、さっきおっしゃいました。古いものを知って、新しいものをやっぱりその上につくり上げるという大きな意味合いが、こういうことも含めてあるのかなあというふうに、私も町長さんの考えには非常にええなあというふうに、私は勝手にそういうふうに思っております。

それで、もう一つ、そのことについては御答弁はいいんですが、1つ、さっき2回目に言い忘れました。少子化対策について、移住・定住ということも含めて、人口減少と少子化というのは一体的であるということでしたので、関連質問は本当は駄目ですね。少子化と移住・定住は関連しておるようで関係していないやつに、これは関連質問ですわ。本来やったらあかんのや。ですが、これを一体と考えてやらせていただきたいと思うんですが、言い換えれば、人口が増えたら少子化対策もある一定の効果が出てくるのではないかなあということだと思います。

そこで、議会の議員研修でも議長会でも、いろんなところへこのテーマを持って視察研修を重ねてきました。参考になる部分も多くありましたが、やっぱり空き家対策とかそういうのを、児童福祉をその中にうまく取り込んで人口増につなげているということが今までの中で見えてきました。

そこで、最近ではエフピコさんとかヨロズさんとか大きな会社がたくさん、たくさんでもないですが、来ていただいております。そこには従業員の方もたくさん勤めておみえになるんですが、雇用促進奨励金などがあると思うんですが、住んでいただけるということをもっともっと積極的にそういう会社の方の中で進めていただきたいと思います。

そこで、輪之内町に今現在どのくらいの空き家があり、どのような状況であるかということをごつつかんでおみえになるかなあということもお尋ねをしたいと思いますし、またこの、これは何たらという資金が、中古住宅においても、この空き家というのは基本的に中古住宅ですね。それを取得したい場合には、住宅建設支援制度、これは国の固定資産税の軽減措置ということですが、新築のみということ。それでも中古住宅を取得して、それも生かしながら人口増に努めるというのであれば、町独自の支援制度というのもやっぱりこの中でおいおい整備をしていったほうがいいのではないかなあというふうに私は思っておりますので、それについても、急にはお答えができないかもしれませんが、方向としてちょっと言わせていただけるとありがたいと思っております。お願いいたします。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

いろいろ御意見ありがとうございます。

ラウンドアバウトの採用に当たりまして、安全性、円滑性、ライフサイクルコスト、それから環境負荷など、総合的に検討した資料がございまして、そちらのほうによりますと、安全性としましては、やはりラウンドアバウト形式でありますとお互いの車の流入速度が抑制されるということで、事故防止につながるということで安全性が上がるということの検討の結果となっています。あと、円滑性としましては、信号制御の場合ですと、信号が青になるまでちょっと待ち時間が生じますけれども、ラウンドアバウトでありますと、信号が赤とか、信号がございませんで、そのまま、多少迂回をするような形になりますが、時間的には、待ち時間としてはなくなるということでございます。

あとは、環境負荷としましては、信号待ちなんかの場合ですとアイドリングなんかで環境負荷が出ますが、そのまま通行できますので、環境負荷的にもいいんじゃないかということでございます。そういった点を総合的に判断しましてラウンドアバウトを採用ということで進んでおりますので、御理解のほうをいただきたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

産業課長 松井和明君。

○産業課長（松井和明君）

先ほど御質問がありました空き家等の関係について答弁させていただきます。

空き家等は、すみません、平成30年度に区長様にお願いして実施した調査結果しかありませんけど、そのときは53件でございました。それ以降に7件は解消されましたが、それ以上にそれ以降は空き家は増えていっているというのが現状でございます。

なお、空き家の数につきましては、来年度、ちょっと再調査を考えているところでございます。

空き家解消の問題点でございますけど、やっぱり古い、言い方は悪いですけども、改修で済まない、取壊しが必要になる物件が多いとなると、取り壊すにも費用がかかり過ぎるといった点でございます。当町でも空家等除却支援事業助成制度を創設し支援を行っておりますが、やっぱりどうしても何百万という持ち出しが出てくる場合もございます。

それで、最近取り組んでいることでございますけど、解体した後にその土地を第三者に売るといって、要は売買をセットで考える。それで、こちらにつきましては、解体建物を、譲渡契約といった手法がございまして、所有者が解体まで、きれいにするまでを行って、新たな家は土地を購入された方が建てて住むといったことをセットで行っていくということでございます。メリットは、当然、土地が幾らになるかは分かりませんが、利益が出る場合、もし利益が出ない場合もあろうかと思っておりますけれども、その場合でも持ち出しは少なく済むと。あと買われる方は、この土地はもう宅地になっておるところへ建てに行くもんで、もう農地法上の手続はない、時間的にもスピーディーにできるといったことがございます。こういったマッチング事業を、空家等対策協議会の委員で

もあります公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部、これは俗に宅建と言われるところでございますが、そこと今連携してこういった事業も推進しておるところでございます。

先ほど、それで企業に対しての話でございますけれども、今議会で補正予算を計上させていただきますいておりますが、電気やガス代の高騰により影響を受けた町内の事業所を支援するために創設する物価高騰における産業支援金を今議会で計上させていただきますいております。

また、企業立地奨励金につきましては、固定資産税を3年間払っていただいて、その分をお返しすると。あと雇用奨励金としては、10人以上町内の方を雇用していただくと1人当たり5万円助成するといった制度。あと従業員さんということではございませんけど、企業の従業員さん、町民さんも一般の方も含めてでございますけど、先ほど議員さん言われました住宅建設支援事業につきましては、住宅に賦課される固定資産税軽減税相当分を3年間助成するといった制度もございます。

そうやってどんどんいろんな制度も考えてやっていけないといけないという事実なんですけど、ここに移住・定住ガイドというものを作っておるんでございますけど、やっぱりこういうところに分かりやすく載せて、例えばどういう建物があるかとかそういうことやなしに、やっぱりこういう制度があるから、子育てもしやすいから輪之内町に来てくださいねというPRの仕方も大切だと思いますので、今後はそういった方向で、こういうのもできるだけ早く更新するような形で取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後0時22分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に続き会議を再開いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第3、議案上程。

議案はお手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

午前中に引き続きまして、大変お疲れさまでございます。

7月6日から始まりました第2回定例議会も、早いもので本日最終日を迎えました。私も初めての町議会に臨ませていただきましたが、議員各位の活発な議論を拝聴しておりますと、皆様方の輪之内町に対する熱い思いがひしひしと伝わってきたと同時に、改めて私自身の責任の重さを再認識し、身が引き締まる思いの8日間でもございました。

本日、議会最終日に提出させていただきます議案について御説明をいたしますが、その前に1点おわびと訂正をさせていただきます。

議会初日の私の所信表明の中における少子化対策について、令和4年中の出生数と合計特殊出生率の数値について誤りがございましたので、この場をお借りして訂正をさせていただきます。

所信表明時に申し上げました令和4年中の出生数41人は50人の誤り、また合計特殊出生率は0.96は1.17の誤りでしたので、それぞれおわびして訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

それでは、本日提出議案の説明をさせていただきます。

本日の提出議案は、一般会計補正予算1件でございます。

今回の補正予算（第3号）の内容は、去る6月25日日曜日に安八郡消防操法大会が輪之内中学校グラウンドで開催され、消防ポンプ自動車の部において、当町の第1分団機動班が見事優勝いたしました。これを受けまして、第1分団機動班は、8月6日日曜日、岐阜県消防学校で開催予定の岐阜県消防操法大会に安八郡の代表として出場いたしますので、それに向けての必要関連経費を計上したものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせますが、その補正規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ270万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ50億8,097万6,000円とするものでございます。

その他、議会初日で御指摘をいただきました教育費の放課後児童クラブの利用料について、既存の負担金から同額を移管したものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第5、議第34号から議第36号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 浅野重行君。

○総務産業建設常任委員長（浅野重行君）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和5年第2回定例輪之内町議会において、本委員会に審査付託されました案件について、6月11日午前11時30分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか、関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から議会初日に議員から質問のあった職場の衛生管理委員会の運用状況に関して、速やかに規程を整備し、労働安全衛生法に準じた運用をしていく予定であること、また役場窓口延長業務の終了検討については、窓口対応業務は証明書発行の利用だけでなく、申請行為や相談業務も多いことから、コンビニ交付の実績を注視しながら、住民サービスの低下につなげることがないように窓口延長事務の終了については慎重に検討していくとの説明を受けました。

また、議員から、衛生管理委員会の諸書類の整備と、職員が安心して悩み等を相談できる環境づくりにも配慮してほしいとの提言と、窓口延長業務に関しては、コンビニ交付の利用を促す宣伝を積極的にしてほしいとの提言がありました。

補正予算については質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、備蓄食料は何年保存のものか、また備蓄している食料は全体を何回かに分けて更新しているのかに対し、基本的には5年保存のものを備蓄し、購入から4年経過の時点で更新している。また、食料は、役場及び各小学校の4施設に備蓄しており、施設単位で4年に分けて更新しているとのことでした。

食料を備蓄している施設の管理者は誰なのかに対し、平常時の管理は、役場は危機管理課をはじめ町職員、各小学校は小学校長となるが、災害等の緊急時には各小学校も役場職員にて施設の開錠や管理を行うとのことでした。

避難所での備蓄食料の配布方法についてもルールづけや訓練を行ったほうがよいのではないかに対し、避難所の設置や運営については、数年前から毎年町職員にて訓練を行っている。さらに、今年度は11月に町全体の防災訓練を実施予定であり、そこで各区長や防災士連絡協議会の協力の下、避難所の設置及び受入れの訓練を実施する予定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について、経営戦略課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について、産業課長から説明を受けました。

物価高騰における産業支援金で算出する電気代は、事業用と家庭用でどのように区別するのか、また対象事業所数370の根拠は何かに対し、電気代の区別は確定申告書などの資料で確認を行う、また事業所数の根拠は、令和3年度に実施された経済センサス活動調査の事業所数であるとのことでした。

物価高騰における産業支援金について、町内に事業所を有しているが、町内に居住していない方は対象になるのかに対し、町内に事業所を有していれば対象になるとのことでした。

事業継続力強化計画はどのような内容かに対し、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものとのことでした。

事業継続力強化計画策定助成金の補助要件は何かに対し、経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続に向けて取組を行う。申請等は商工会が支援しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第34号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、現在の未収金は幾らか。また、未収金のうち、不納欠損できる金額はどの科目であるかに対し、6月末現在の未収金は1,197万527円である。また、不納欠損ができる金額は破産更生債権の金額とのことでした。

有収率86%であるが、原因は漏水であるかに対し、漏水のほか、火災等による消火栓使用水量であるとのことでした。

企業債の一部償還ができるかに対し、一部償還はできるが、現時点では考えていないとのことでした。

給水単価が前年より上がっているが問題ないのかに対し、前年より工事費用が増加しているため給水単価は上がっているが、経営状況に問題ないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第35号及び議第36号について、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定し、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と

結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員長 大橋慶裕君。

○文教厚生常任委員長（大橋慶裕君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和5年第2回定例輪之内町議会において、本委員会に審査付託されました案件について、7月11日午前9時半より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか、関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、デマンドバスの高齢者対策について詳しい説明をお願いしたいに対し、高齢者や障がい者、免許自主返納者に対して、今のデマンドバスのバス停に自宅前で乗降できる仕組みを加えていきたいとのことでした。

デマンドバスのバス停の国の設置基準はあるのかに対し、輪之内町の基準として300メートルの基準はあるが、国の基準はないとのことでした。

新たな運行方法はどのように考えているのかに対し、登録制とし、現在のバス停の代わりに登録いただいた方の自宅に迎えに行く方法を考えているとのことでした。

デマンドタクシーに切り替えてはどうかに対し、町内にタクシーの営業所がないため、経費がかさむのではないかと懸念しているが、今後検討していきたいとのことでした。

今回の補正予算は、当初予算に不要であると判断されたものを体制の変更により復活したものに対し、投資的経費については骨格予算とし、体制が整ってから今回の補正予算として計上するとのことでした。

デマンドバスの待合の整備が必要ではないのかに対し、必要に応じ整備をし、またバスが時間どおり到着することでお客様を待たせないようにしていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、新型コロナウイルスワクチン接種について、第9波が予測

されているが、ワクチン対応の予定はあるのかに対し、第7回目接種として秋・冬開始に向けて準備を進めているとのことでした。

最近のワクチン接種率はどれくらいに対し、第5回目の接種率が町27%、国26%で、全国平均並みであるとのことでした。

ワクチンを接種しても発症する人がいるが、ワクチン接種の目的についてどう考えているのかに対し、接種開始当初は発症予防が主たる目的であったが、ウイルスの度重なる変異により、現在は重症化防止を主たる目的にしているとのことでした。

電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金について、支給対象500件の根拠は何か、またいつから支給されるのかに対し、令和4年度は500件超の世帯に書類送付し、479件の支給実績があったので、この実績に基づき、令和5年度は500件の見込み件数を算出した。7月中旬以降に対象世帯に必要な書類を送付し、8月初めから支給する予定であるとのことでした。

国補助金が10分の10とのことだが、歳入に一般財源があるのはなぜかに対し、国内示額が事業費の7割であるため、今後、支給件数の実績に応じて追加交付を受ける見込みであるとのことでした。

また、非課税世帯に限らず住民全体への給付についての要望があるので、検討していただきたいとの意見がありました。

安八温泉入場券の最近の購入状況はどうか、また安八温泉の現在の営業時間はどうなっているのかに対し、令和4年度の回数券の販売は425冊に対し、令和3年度はコロナの影響で減少し、321冊であった。営業時間は12時30分から19時、月・木・年末年始が定休日であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、当町ではゼロカーボンシティを宣言しているが、青色パトロール車の購入は電気自動車か、また狭い道路をパトロールするため、車種を見直したらどうかに対し、青色パトロール車は購入後19年たち、エンジンも調子が悪く、現在総務課で別の公用車を借りている。至急購入したく、電気自動車も検討したが、現在と同じ車種でイベント等でも使用できるカラーフィールドを検討しているとのことでした。

青色パトロール車を運転するには、資格が必要なのか、またその資格の更新期間は何年かに対し、大垣警察署生活安全課による講習を受け、パトロール実施者証が発行される。更新期間は3年であるとのことでした。

A I 通訳機ポケットは、1台4万円で計上しているが、1台1万円程度の安価な製品とし、購入台数を増やしてはどうかに対し、台数を増やすより、機能のよいポケット、Wi-Fiが受信できない場所でも対応できる機種を選定したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

これから、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第35号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 令和4年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第36号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第6、議第41号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長(菱田靖雄君)

それでは、議第41号について御説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いします。

議第41号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)。令和5年度輪之内町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万

7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,097万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年7月14日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の2ページと3ページは、今回の補正予算額を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

この詳細につきましては、別冊の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の補正予算（第3号）の内容は2点です。

1つは、岐阜県消防操法大会に向けての必要関連経費を計上したものと歳入予算の組替えです。

それでは、別冊の事項別明細書6ページをお願いします。

款8. 項1. 目1. 非常備消防費の270万7,000円のうち、節1. 報酬の185万2,000円は、県大会までの訓練、大会会場での現地訓練などのほか、大会当日の消防団員の手当を計上したものでございます。

節3. 職員手当等の15万8,000円は、職員の時間外勤務手当です。

節10. 需用費の消耗品費19万2,000円は、大会に出場する団員の活動服などを購入するもの、食糧費の33万1,000円は、大会当日の弁当代と大会終了後の反省会の経費を計上したものでございます。

節13. 使用料及び賃借料の17万4,000円は、大会当日の応援団の移動バスを借り上げるものです。バスは1台です。

7ページをお願いします。

款9. 項2. 目2. 教育振興費は、財源の更正です。この詳細につきましては、歳入のほうで御説明をさせていただきます。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、3ページをお願いします。

款12. 項1. 目2. 教育費負担金の912万1,000円の減額と、4ページの款13. 項1. 目6. 教育使用料の912万1,000円の増額は、議会初日に上程をし可決をいただきました輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例、改正後の題名は、輪之内町放課後児童クラブの設置等に関する条例となりましたが、この規定に基づき施設利用児童の保護者の費用負担を負担金から使用料に組み替えるものでございます。

5ページをお願いします。

款19. 繰越金の270万7,000円は歳入予算を調整するため計上したものでございます。数字といたしましては、消防費と同額です。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

1点だけ教えてほしいのですが、3ページの中では留守家庭児童教室負担金、そして4ページの中では放課後児童クラブ利用料、これは全然違うものなんですか。

○議長(小寺 強君)

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長(菱田靖雄君)

中身的には同じでございます。

従前は留守家庭児童教室という名称でしたけれども、先ほども御説明申し上げましたように議会の初日で条例改正、題名の改正も行いまして、その改正後の名称が放課後児童クラブでございますので、ということでその名称を使わせていただいております。中身的には変わりありません。

○5番(浅野 進君)

名称は、これは放課後児童クラブということになるわけですよ。3ページは留守家庭児童教室、これは放課後児童クラブの負担金ということになるんですか。

○議長(小寺 強君)

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長(菱田靖雄君)

放課後児童クラブからすると、負担金といいますか利用料というふうで名称を変えておりますけれども、その利用料です。

○5番(浅野 進君)

じゃあ、言葉が間違っているということではないのかな。

○議長(小寺 強君)

菱田靖雄君。

○経営戦略課長(菱田靖雄君)

議会の初日にこの留守家庭児童教室の条例の一部改正で題名を変更しておりまして、その改正後の題名が放課後児童クラブでございますので、名称が誤っているとかなそういうことではございません。改正後の名称の利用料です。

○議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第41号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和5年第2回定例輪之内町議会を閉会します。

9日間にわたり、極めて熱心に審査され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

(午後1時29分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月14日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 大橋 慶裕

署名議員 上野 賢二